

第3章 尾道市の歴史的風致の維持及び向上 に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

第1期計画では、重要文化財建造物保存修理事業、未指定文化財である歴史的建造物の保存・再現を目的としたまちなみ形成事業、民俗芸能等支援事業、総合案内板及び多国語音声設備設置事業、道路美装化事業など多岐にわたる事業を行ってきた。

その結果、外国人観光客の増加、良好な景観の保全・形成と市街地の改善などにつながっている。

こうした第1期計画の成果及び尾道市の文化財や歴史的風致の現状を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に向けた課題を、以下のように設定する。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

尾道市には、中世・近世・近代の歴史的建造物が多数存在する。

これらのうち、第1期計画では重要文化財建造物（浄土寺、西國寺、常称寺）の保存修理、常称寺・西國寺の防災設備の整備、及び未指定文化財である歴史的建造物の修理・修景の支援などを行ってきた。

こうした取組を通じて、歴史的建造物の保存と公開・活用、まちなみ景観の保全・形成につながっているが、数多く存在する歴史的建造物の一部を対象としたものであり、歴史的建造物の保存・活用に関しては、引き続き次のような課題が残されている。

- 所有者・管理者・継承予定者（以下「所有者等」という）の高齢化や後継者不足等によって、管理が十分とはいえない歴史的建造物が多数あり、特に未指定等の歴史的建造物において、老朽化・毀損が進み空き家化したり、取り壊しや建て替えが進んだりすることが懸念される。
- 指定・登録された歴史的建造物、歴史的風致形成建造物においても、調査が十分でなかったり、老朽化・毀損が進んだりしている物件、防災・防犯設備が十分でない物件、低未利用の物件が存在する。
- 未指定等の歴史的建造物については、内容や価値の把握ができていない物件が多くを占め、未把握の物件も多数あると推定される。
- 歴史的建造物を保存する上で不可欠な伝統的技術・技能を有する大工、左官等の職人の確保や技術の継承、及び材料の確保が難しくなっている。
- 歴史的建造物の保存・活用に関わる団体や建築士、ヘリテージマネージャー（歴史的建造物の保存・活用にかかわる専門家）などとの連携が十分とは言えない。

(2) 歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する課題

本市には、前述のように歴史的建造物が多数存在し、その周辺にも古くからの小路等が残り、独特の風情を醸し出している。

一方で、建築物や設備の老朽化、空き家の増加、道路の路面の劣化などが、歴史的・文化的な景観の阻害要因となるほか、景観の変容につながることで、防災・安全面、観光面にも影響を与えていている。

このため、第1期計画では、景観計画等による景観施策を進めながら、空き家の再生、老朽危険建物の除却、道路の美装化と沿道建造物等の修景などに取り組んできた。

こうした取組は、生活環境の向上や良好な景観の保全・形成、観光振興につながっているが、整備対象となる箇所・区間はまだ多数あり、歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関しては、引き続き次のような課題が残されている。

- 景観計画等の運用は景観形成の基本であり、とりわけ景観地区内においては高さ制限などを規定し、尾道独特の眺望景観の保全及び観光振興にも寄与しており、引き続き制度の普及啓発と運用が求められる。

- 空き家・空き店舗の発生や建造物の老朽化などは各所でみられ、生活環境や防災・安全、景観及び歴史的風致の維持・向上において阻害要因となることが懸念される。
- 建物の除却による空き地等の低未利用地等の増加（駐車場化されるケースがほとんど）による街なみの分断化が、歴史的風致の維持・向上に影響を与えている。
- まちなかの回遊性を高めるため、市民や来訪者の憩いの空間の確保・整備が課題となっている。
- 人口減少や高齢化などを背景に地域社会の防災・防犯体制が弱体化しており、特に密集した市街地・斜面地においては火災等の被害の拡大が懸念される。
- 道路の路面及び案内看板類の劣化、斜面地での通行の制約、電柱・電線類及び屋外広告物などが、歴史的風致の維持・向上に影響を与えている面がある。
- 良好な眺望条件を有しているが、眺望点（場所）としての活用などが十分とはいえない。
- 新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大は、これまでの働き方や移動手段、日常生活などに大きな影響を与えており、まちなかにおいては、道路空間の活用や公園・緑地の充実に加え、建築物と道路などの外部空間が一体となったオープンスペースなど、開放的でゆとりがある都市空間の確保が求められている。

（3）伝統文化を反映した活動の継承・活用に関する課題

本市においては、数多くの祭礼行事や民俗芸能が行われている。
しかし、人口減少や少子高齢化等を背景に、これらを取り巻く環境は厳しい状況にある。

このため、第1期計画では民俗芸能等の活動支援、郷土芸能祭や文化財講座の開催などに取り組んできた。

こうした取組は、市民の民俗芸能等に関する関心を高め、担い手の育成にもつながっているが、担い手の育成には時間を要することになる。したがって、今後とも、伝統文化を反映した活動の支援などを継続することが大切であり、次のような課題が残されている。

- 民俗芸能等の維持・継承が依然として難しい状況にあり、とりわけ農山漁村においては、担い手の減少・高齢化等により、関係団体の弱体化が進んでいる。
- ベッチャーフェスティバルや住吉まつりなど多くの人々で賑わう行事がある一方で、一部の民俗芸能や生活文化に対して、市民の関心が薄れたり、参加・見学が限定的になったりすることが懸念される。
- 文化財講座や文化財愛護少年団の活動などは、文化財への関心や理解を高めているが、一方で市民への周知や参加の拡大が進んでいない面がある。

（4）観光・情報発信に関する課題

本市にとって、文化財や歴史的風致は都市の魅力であるとともに、観光資源としても大きなウエートを占める。

こうした資源・特色を生かし、様々なテレビ番組、映画等が制作され、観光客の増加にも寄与しているが、文化財や歴史的風致の価値、魅力を効果的・持続的に、かつ多様な情報媒体を活用して発信する余地は多分に残されている。さらに、これまであまり活用されなかった文化財や文化財群が数多くあり、それらについても文化財的な価値とともに、人々を惹き付ける魅力が内在されている。

このため、第1期計画では総合案内板や多言語音声設備の整備、トイレの洋式化、地域観光コーディネーター育成、古寺めぐりなどの国内外からの来訪者の受入環境の整備に取り組んだ。

また、平成 27 年度(2015)の「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」をはじめとして全国最多 3 つの日本遺産に認定され、広域的な連携を図りながら、「日本遺産のまち尾道」として観光振興などに取り組んでいる。

その結果、瀬戸内しなまみ海道における観光振興（サイクリングなど）などと相乗効果を発揮し、外国人観光客数は計画策定前と比べ約 8.5 倍（30 万人）増加した（令和 2 年は新型コロナウイルスの関係で減少）。

今後、新型コロナウイルスによって減少した観光客数を元通りに回復又はそれ以上に増加させることが課題となる。

こうした状況を踏まえると、観光・情報発信に関しては、引き続き次のような課題が残されている。

- 活用の余地が多分にあると考えられる有形・無形の文化財が、旧尾道市街地やその周辺、内陸部、^{とうしょ}島嶼部と多数存在する。
- 本市には多数の文化施設などがあり、各施設が文化財の活用の面においても寄与しているが、相互の役割分担や連携による情報サービスの提供やネットワーク化による魅力づくりは十分とはいえない。
- 情報発信や案内・説明、コースの設定などが行われている文化財は、その総体からすれば一部であり、現時点で把握している文化財に限ってみても、公開・活用が期待されるものが多数存在する。
- 日本遺産や重要文化財などについては、多様な情報媒体や体験機会の確保によって情報発信や観光への活用が進んでいるが、その他の文化財については、市民への周知や啓発、それぞれの地域や関係団体等と連携した文化財の保存・活用、及び情報発信の取組は限定的といえる。また、他地域との連携も十分とはいえない。
- デジタル技術の進展により、人やモノがインターネットでつながるなど、暮らししが大きく変化しつつあることから、対応が求められている。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人を含む観光客数が令和 2 年(2020 年)には大幅に減少し、文化財の保存・活用も制約されている。

(5) 市民等の参加と協働に関する課題

本市では NPO 法人による斜面市街地等で増加する空き家の再生・活用の取組が行われており、第 1 期計画に位置づけた歴史的風致形成建造物修景・修復事業による建造物の再生も実現した。また、地域の歴史文化の調査研究や活用などに取り組んでいる団体も多数ある。

こうした団体の活動は、文化財の保存・活用の大きな力となるとともに、活動の継承・発展には市民等の協力と参加が欠かせない。また、文化財の保存・活用は所有者や行政だけでは限界があり、市民等の協力とともに、活動への参加、更には所有者、行政、市民、関係団体の連携、協働の取組が期待される。

このため、市民等の参加と協働の視点から、次のような課題がある。

- 文化財の保存・活用に関わる各種団体においては、担い手の減少、高齢化等で活動の継承が難しくなっているケースがある。
- 文化財の保存・活用に取り組む団体と市民、行政の連携、協働の取組は進みつつあるが、まだ限定的である。
- 文化財をはじめとした歴史文化の活用は、尾道市及びそれぞれの地域のまちづくり、魅力づくりの大きな資源であり、こうした観点からも住民等による地域主体の取組が重要となる。

2 既存計画（上位・関連計画）との関連性

本市の歴史的風致の維持・向上に関する上位・関連計画と本計画との関連性を整理すると、以下のようなになる。

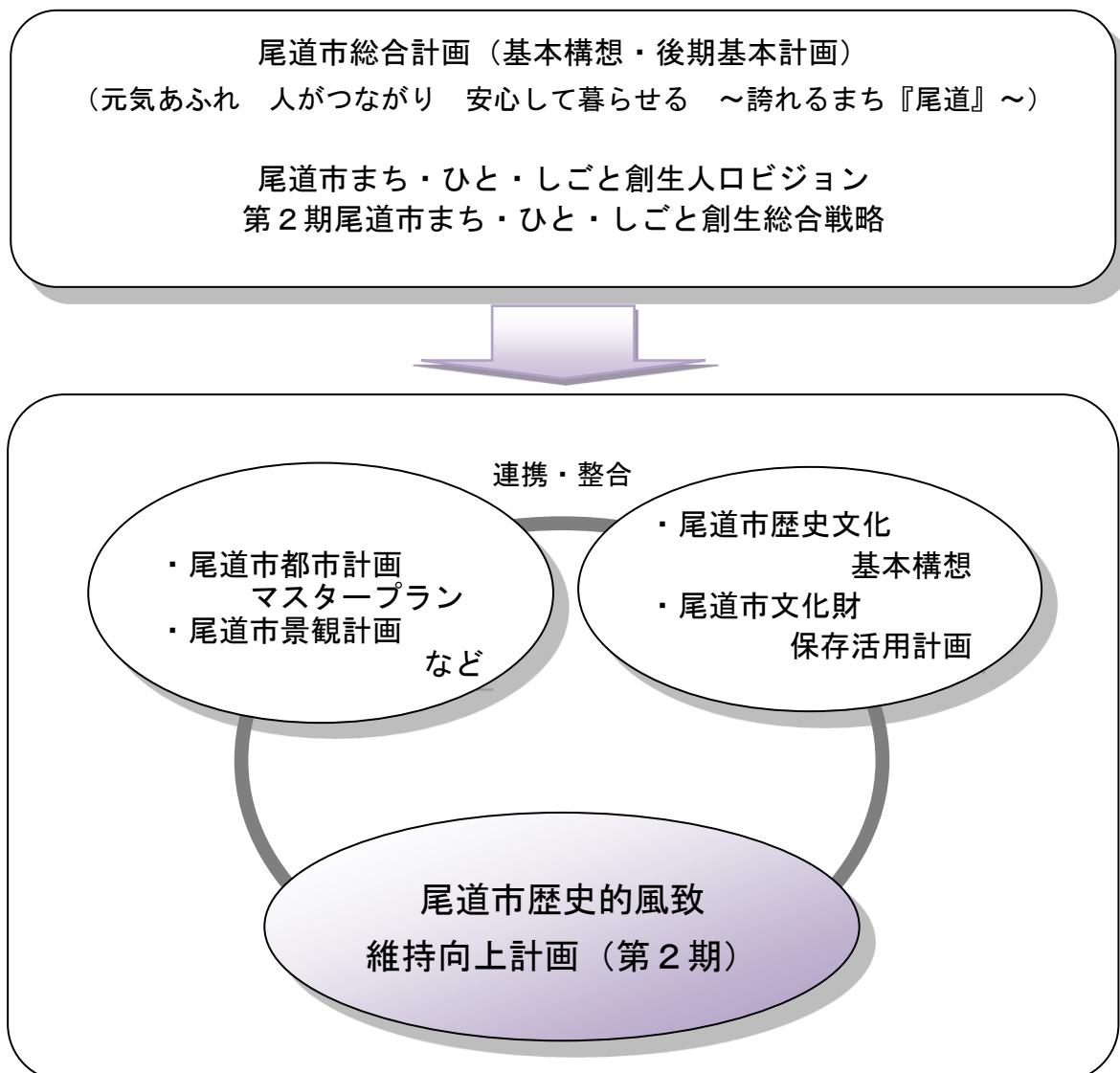


図 3-1 上位計画・関連計画との関係

- <まちづくり・景観・観光部門>
- ・尾道市都市計画マスターplan
 - ・尾道市景観計画

- <教育・文化財部門>
- ・尾道市教育大綱
 - ・尾道教育総合推進計画
 - ・尾道市歴史文化基本構想・文化財保存活用計画

(1) 尾道市総合計画（基本構想・後期基本計画）

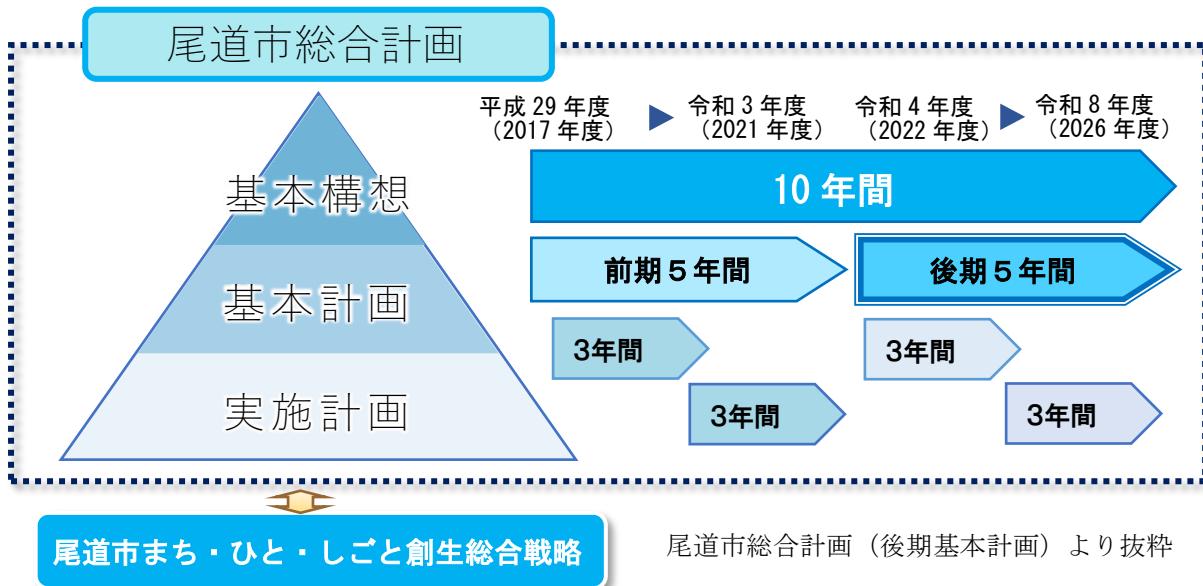
少子高齢化や社会・経済のグローバル化が進展する中、環境の変化に対応したまちづくりを進め、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにするため、市民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方向を示す指針として、尾道市総合計画（基本構想・前期基本計画）を平成29年(2017)3月に策定した。さらに前期基本計画中の取組の成果や今後の課題を踏まえ、本市が将来目指すべき都市像の実現に向け、後期基本計画を令和4年(2022)3月に策定予定である。

基本構想：平成29年度(2017)～令和8年度(2026)

基本計画：[前期計画] 平成29年度(2017)～令和3年度(2021)

[後期計画] 令和4年度(2022)～令和8年度(2026)

【構成図】



この計画の基本構想では、「まちづくりの考え方」、「都市像」、「まちづくりの基本的方向」を、以下のように定めている。

＜まちづくりの考え方＞

高める『尾道オリジナル』

本市の持つ「人財」「資源」「広域拠点性」の3つの『尾道オリジナル』をさらに高めていくことで、独創的なまちづくりを展開していく

- 1 多様で豊富な人財
- 2 歴史と文化に育まれた資源
- 3 交流を支える広域拠点性

＜都市像＞

元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる
～誇れるまち『尾道』～

＜まちづくりの基本的方向＞

- 1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり
- 2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり
- 3 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり

さらに、後期基本計画では、まちづくりの基本的方向のもとに、政策目標、政策分野を設定し、基本方針と施策（施策目標、目標達成のための施策）を明らかにしている。

[歴史的風致を直接位置付けている政策目標等及び基本方針・施策]

※尾道市総合計画（後期基本計画）から関係箇所を抜粋

基本的方向 1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

…政策目標 2 活発な交流と賑わいのあるまち

…政策分野 2 景観

●基本方針

- ・まちなかの賑わいの創出と、尾道らしさが感じられる景観を調和させるため、市民と行政が互いの責務に基づき、本市固有の景観の保全・創造を推進します。
- ・歴史的建造物、伝統行事、地域固有の風情等の魅力を守るために、引き続き歴史的風致の維持向上を図ります。

●施策

〔施策目標〕

景観が保全・整備されている

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
市民満足度調査「尾道らしい景観や風景が良好に保全されている」と感じる市民の割合	%	74.5（R3）	75.0

〔目標達成のための施策〕

① 景観形成の誘導

歴史、風土、文化と調和した本市固有の景観を保全・創造するとともに、市民と行政が協働して取り組む景観づくりを推進します。

【景観形成事業】 など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
市民満足度調査「尾道の景観は観光の面からも大切な財産であり、観光都市尾道として守っていく必要がある」と感じる市民の割合	%	86.1（R3）	87.0

② 歴史的風致の維持向上

本市の歴史的な魅力をさらに高める景観づくりを推進するなど、歴史的風致の維持向上を図ります。

【歴史的風致維持向上事業】（尾道オリジナル） など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
歴史的建造物・工作物整備件数（累計）	件	12	17

【その他歴史的風致に関する政策目標等及び基本方針・施策】

※尾道市総合計画（後期基本計画）から関係箇所を抜粋

基本的方向 1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり

…政策目標 2 活発な交流と賑わいのあるまち

…政策分野 1 観光・交流

●基本方針

- 各地域の特徴を活かした観光による地域づくりを行うため、本市のブランド力の戦略的な活用を図ります。
- 地域経済を活性化させるため、コロナ禍からの早期の観光需要の回復と更なる賑わいの創出を図り、宿泊者の増加、民間投資の活発化、観光産業の振興を促進します。
- 観光振興による地域活性化のため、愛媛県今治市、上島町との広域連携による「しまなみジャパン」の円滑な運営を図ります。
- インバウンドの回復も見据え、観光戦略を優位に展開するため、DXの推進等による観光サービスの変革と新たな観光需要の創出に取り組むとともに、SNS やデジタルサイネージの活用等により、国内外に向けてまちの魅力を発信します。

●施策

〔施策目標〕

観光消費が増えている

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
観光消費額	億円/暦年	207 【292 (R元)】	320

〔目標達成のための施策〕

① 観光まちづくりの推進

観光による地域づくりを行い、まちなかの賑わい創出を図るため、DXの推進等に取り組みながら、瀬戸内しまなみ海道のサイクリングコースや日本遺産など、本市のブランド力を戦略的に活用します。

【日本遺産推進事業】（尾道オリジナル）

【しまなみ海道イベント開催事業】（尾道オリジナル）

【観光パートナー養成事業】 など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
総観光客数	千人/暦年	4,705 【6,826 (R元)】	7,103

② しまなみジャパンの取組推進

しまなみ海道エリアの稼ぐ力の向上と国内外に広く認知されるしまなみブランドの確立を図るため、地域全体をマネジメントし観光戦略を実施する地域連携型 DMO 組織「しまなみジャパン」の取組を推進します。

【しまなみ DMO 形成推進事業】（尾道オリジナル）

【レンタサイクル事業】 など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
サイクリング客数	千人/暦年	120 【217 (R元)】	233

③ シティプロモーションの強化

本市の観光地紹介、ホームページの再構築など、国内外に向けて、まちの魅力発信を推進します。

【フィルムコミッション事業】（尾道オリジナル）など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
尾道観光協会SNSのファン数	千人	44	50

④ インバウンド対策の強化

インバウンド観光のより一層の振興を図るため、外国人に対する観光案内所の機能強化や多言語対応を促進するとともに、外航船の誘致に取り組むなど、尾道水道の賑わい創出を図ります。

【外国人旅行者誘致事業】（尾道オリジナル）など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
外国人観光客数	千人/暦年	100 【341（R元）】	341

⑤ 「SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）」の取組推進

「SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）」の取組による本市固有の農林水産業及び食と食文化に関する地域資源を掘り起こし、歴史的なストーリーを交えた情報発信を推進します。

【SAVOR JAPAN活動推進支援事業】（尾道オリジナル）

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
外国人観光客数	千人/暦年	100 【341（R元）】	341

⑥ 観光基盤の整備

国内外からの観光客の増加を図るため、民間活力も活用しながら滞在（宿泊）型観光への転換を図り、「瀬戸内の十字路」としての拠点性や日本遺産に認定された本市の特色を活用した観光拠点施設の整備を推進します。

【しまなみ海道サイクリングロード施設整備事業】（尾道オリジナル）

【しまなみサクラ公園交流施設整備事業】（尾道オリジナル）など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
一人当たり観光消費額	円/暦年	4,405	4,500

基本的方向2 魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり

…政策目標3 心豊かな人材を育むまち

…政策分野1 歴史・文化・芸術

●基本方針

- ・全国に誇れる団碁のまちとしての魅力を高めるため、市技「団碁」の普及活動を推進します。
- ・歴史と文化を継承するため、文化財保存活用事業を推進するとともに、市民の文化財愛護精神を育成します。

●施策

〔施策目標〕

歴史・文化・芸術が継承され、活かされている

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
市民満足度調査「市民活動を通じて豊かな芸術・文化が継承・創造されている」と感じる市民の割合	%	46.6 (R3)	50.0

〔目標達成のための施策〕

① 歴史・文化資源の継承

市民やまちづくりに取り組む団体等と連携しながら、市内に残る歴史・文化資源の継承を促進します。

【団碁のまちづくり推進事業】（尾道オリジナル）

【まちなか文化交流施設整備事業】（尾道オリジナル）など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
団碁に親しんでいる市民の割合	%	6.3 【8.5 (R元)】	8.0

② 文化財愛護精神の育成

市内に多く存在する寺社など、文化財の保存・活用をしながら、文化財を愛護する精神の育成・醸成を促進します。

【国宝・重要文化財保存事業】（尾道オリジナル）

【市史編さん事業】（尾道オリジナル）

【日本遺産推進事業（再掲）】（尾道オリジナル）など

指標名	単位	基準値（令和2年度）	目標値（令和8年度）
登録文化財数	件	35	40

(2) 第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27年度(2015)から令和元年度(2019)まで、「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をもとに、地方創生に取り組んできましたが、引き続き、地域の魅力を高め、人口減少に適応した地域づくりに取り組む必要があることから、「第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

策定年月：令和2年(2020)3月

計画期間：令和2年度(2020)～令和6年度(2024)

この総合戦略では、本市の最上位計画である「尾道市総合計画」の下に、市民が豊かな生活を送ることができるよう、人口減少を和らげる取組を進めるとともに、人口減少に適応した地域をつくり、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現を目指すため、国の総合戦略の4つの基本目標を勘案しつつ、4つの基本目標を設定している。

基本目標1	尾道の強みを活かし、安定したしごとの場と活力を創出する
基本目標2	尾道の魅力を活かして人々をひきつけるまちの仕組みを構築する
基本目標3	安心して子どもを産み育てられる環境を整備する
基本目標4	誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む

このうち、基本目標1、基本的方向2「観光産業の収益性が高まっている」において、歴史、文化、景観などに関する施策を掲げている。

[歴史的風致に関する施策]

※第2期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略から関係箇所を抜粋

基本目標1 尾道の強みを活かし、安定したしごとの場と活力を創出する

…基本的方向2 観光産業の収益性が高まっている

- ・本市の強みである観光産業のさらなる活性化を図るため、瀬戸内の十字路としての拠点性を活かして、多彩で魅力ある観光コンテンツのプロモーション強化、インバウンド等、様々な観光ニーズに対応した観光プロダクトの多様化、受け入れ体制の充実など、戦略的な観光施策により観光消費額の向上につなげる観光振興を目指します。

●施策

②観光プロダクトの多様化

本市は、歴史、文化、景観、食、サイクリング、日本遺産など多様な観光資源を有しております、多くの観光客が訪れていますが、宿泊の割合は広島県の平均と比べて低い状況となっています。一人当たり観光消費額についても、広島県の平均と比べて低く、稼ぐ力の強化が必要です。このため、尾道港開港850年を契機として、臨海部では尾道港のルネサンスにつながる、外国クルーズ客船などの寄港地としてふさわしい新たな賑わいづくりを図るとともに、島しょ部等も含めた海事観光の取組や、夜間景観の整備など、観光プロダクトの多様化と充実を図ります。

●具体的な取組

- ・宿泊型観光の拡大（夜間景観整備事業）
- ・尾道の食を活用した交流促進（SAVOR JAPAN活動推進支援事業、尾道季節の地魚の店認定事業）
- ・文化・芸術・日本遺産・建築等のコンテンツの活用（日本遺産推進事業、歴史的風致維持向上事業、夜間景観整備事業、現代アートの創造発信事業など）

(3) 尾道市都市計画マスターplan

人口減少、少子高齢化、環境問題の深刻化、災害の頻発化など、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化する中で、これらに適切に対応し、市域を広域的に捉えたまちづくりを推進するため、合併前の地域相互の関係性を踏まえた都市計画マスターplanを策定した。

策定年月	平成 30 年(2018) 3 月
計画期間	概ね 20 年後の 2035 年
目標年次（2035 年）の人口	114,000 人
まちづくりの基本理念	誰もが安全で、安心して暮らすことができ、地域が多彩に輝く、魅力あふれる都市
まちづくりの基本目標	<ul style="list-style-type: none">①災害に強く、安全で、安心して暮らせる都市の構築②誰もが便利で快適に暮らせる生活環境の形成③経済活動を支えるインフラの充実④個性ある景観を保全・活用した風格のあるまちづくり

都市構想

以下の 5 つの分野別に都市づくりの方針（都市構想の構成）を設定

1. 土地利用の方針
2. 道路・交通体系の整備方針
3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針
4. 都市防災の方針
5. その他都市施設の整備・維持管理の方針

3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針

1) 緑地の保全と緑化の推進

- ①公園の整備・維持管理
- ②都市緑化の推進

2) 尾道特有の景観の保全・形成

- ①自然景観の保全・形成
- ②市街地・歴史的景観の保全・形成

3) 環境の保全・再生

- ①自然環境の保全・再生・活用
- ②生活環境の保全

2) 尾道特有の景観の保全・形成

本市の景観は、主に、自然景観と歴史まちなみ景観で構成されており、それぞれが融合することで、尾道特有の景観を創出しています。これまで、「尾道市景観計画」や「尾道市歴史的風致維持向上計画」等に基づき、地域特有のまちなみ景観の保全・形成を進めてきました。

今後とも、自然景観と歴史まちなみ景観が調和した、尾道固有の景観創出に取り組むとともに、市民への景観形成の取組を広め、景観に対する継続的な意識啓発を図ります。

②市街地・歴史的景観の保全・形成

「尾道市歴史的風致維持向上計画」に基づき、市街地に残る旧家や路地の家並みなど、地域特有のまちなみ景観の維持・向上に取り組むとともに、道路の美装化等による景観に配慮した道路空間の形成を図ります。

※ [] は歴史的風致に直接関係する方針

(4) 尾道市景観計画

平成 18 年度(2006)に旧尾道市及び向島町を対象区域とした「尾道市景観計画」を策定し、その中では「尾道市景観地区」を定め、平成 19 年(2007)4 月から施行している。

さらに、平成 22 年(2010)4 月からは、景観計画区域を市全域として施行している。

景観計画区域は 11 の地域に細区分し、それぞれ景観形成の方針を定め、地域の景観特性を伸ばしながら、良好な景観を形成することを意図している。

また、景観計画においては、重点地区として、尾道市の旧市街地と対岸の向島の一部からなる「尾道・向島地区」、及び瀬戸田港周辺の市街地等を含む「瀬戸田地区」を設定している。

このうち、「尾道・向島地区」については景観地区を指定し、他の景観計画の区域が行為の届出制であるのに対し、当該地区は認定期となっている。

また、重点地区の「瀬戸田地区」は、重点地区外よりも届出の範囲を拡大している。

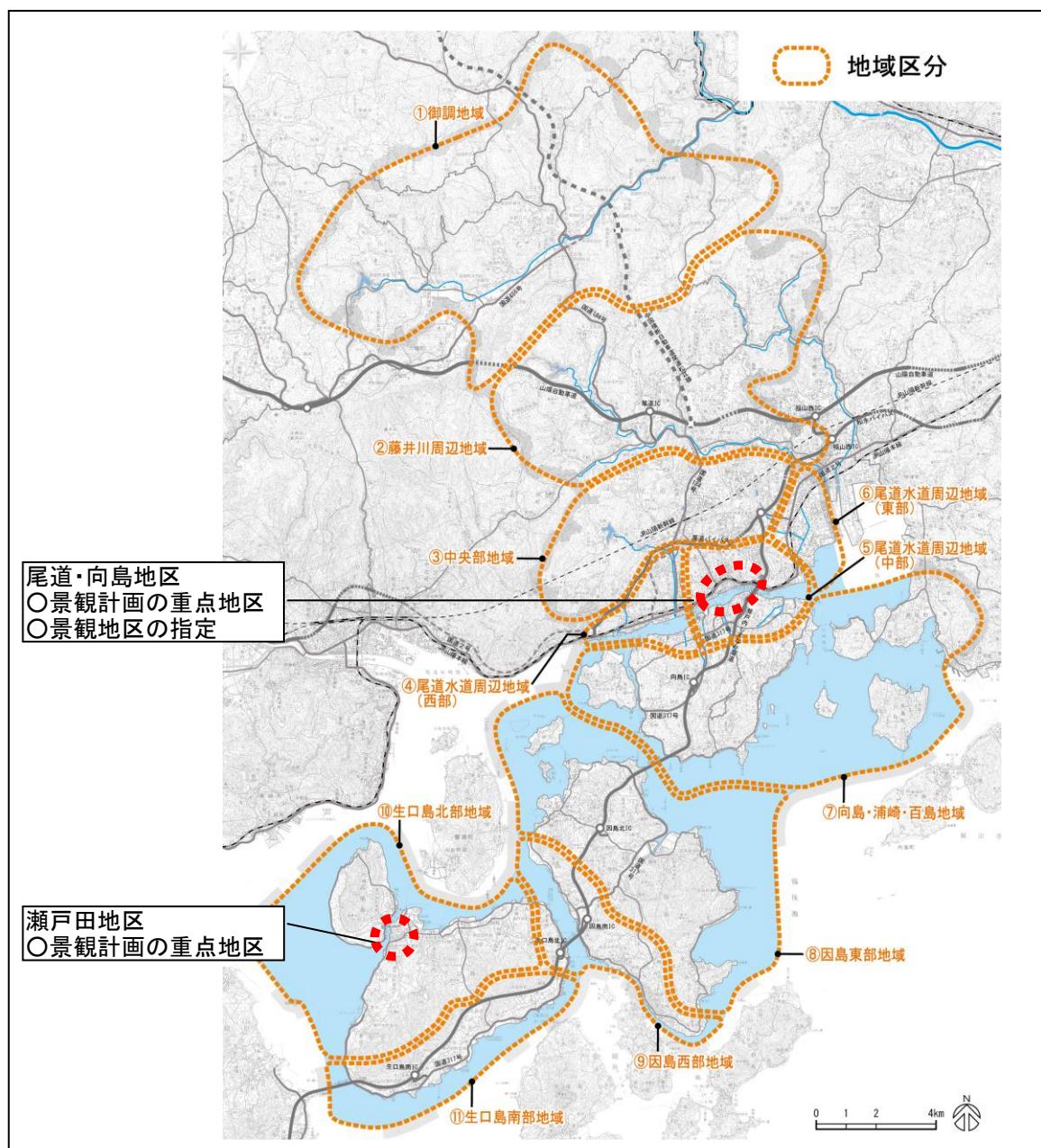


図 3-2 景観計画区域の地域区分

(5) 尾道市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行を受け、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた。

策定年月：平成 29 年(2017) 3 月

計画期間：平成 29 年度(2017)～令和 3 年度(2021)

この計画では、教育施策の方針として、「『尾道教育総合推進計画』の着実な推進」と「市全体で連携して取り組む教育施策の推進」を設定している。

[歴史的風致に関係する施策]

※尾道市教育大綱より関係箇所を抜粋

1 「尾道教育総合推進計画」の着実な推進

本市では、教育委員会において「尾道教育総合推進計画」を策定しています。

この計画は、「尾道市総合計画」に基づいて策定しており、学校教育や生涯学習等の教育行政について、目標や方針を定めるとともに、事業施策を展開しています。

本市の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図り、市民の皆さんのが生きがいを持って活躍していただけるよう、「尾道教育総合推進計画」を着実に推進します。

●尾道教育総合推進計画

政策の柱 5 歴史・文化・芸術の継承と創造

本市のすぐれた芸術・文化の継承に向け、国宝、重要文化財、登録文化財等、数多くの文化財を計画的に保存・活用するとともに、日本遺産に認定されたことを活かし、文化財愛護精神の普及に努めます。

芸術・文化活動の推進では、魅力ある展覧会の開催等により市立美術館の入館者の増加等成果をあげており、今後も市民が芸術・文化に触れ親しむ機会を創出する取組を推進します。

2 市全体で連携して取り組む教育施策の推進

教育は、学校教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツなど多岐にわたっており、さらに子育て施策をはじめ、市の多くの施策と関連しています。

このため、教育施策について、教育委員会のみならず、市全体で連携して取組を推進します。

●主な連携施策

(2) 日本遺産認定をはじめとした本市の特性を生かした芸術・文化活動の連携の推進

(尾道市総合計画基本計画施策目標 3－1－1 歴史・文化・芸術が継承され、活かされている)

市内に多く存在する寺社等、文化財の保存・活用をしながら、日本遺産に認定されたことを活かし、文化財を愛護する精神の育成・醸成を促進します。

市民の音楽、絵画、舞踊等の芸術創造活動への支援、子どもの芸術・文化体験の充実など、芸術・文化活動の支援・充実を推進します。

(6) 尾道教育総合推進計画

本市では、「尾道市総合計画」「第1期尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「尾道市教育大綱」を策定しており、これらの計画を着実かつ効果的に実施するため、本計画を策定した。

策定年月：平成29年(2017)3月

計画期間：平成29年度(2017)～令和3年度(2021)

この計画では、「尾道に愛着と誇りを持ちグローバルに躍動する人づくり」をスローガンに、5つの政策の柱を設定しており、「政策の柱 5」において歴史・文化に関する取組が掲げられている。

[歴史的風致に関係する施策]

※尾道市教育大綱より関係箇所を抜粋

5 歴史・文化・芸術の継承と創造

【これまでの取組と今後の方向性】

本市では、古くから瀬戸内の要衝として経済的な発展を遂げるなかで、すぐれた芸術・文化を生み出し継承してきました。

今後もこれらの継承に向け、国宝、重要文化財、登録文化財等、数多くの文化財を計画的に保存・活用するとともに、日本遺産に認定されたことを活かし、文化財愛護精神の普及に努めます。

また、芸術・文化活動の推進では、魅力ある展覧会の開催等により市立美術館の入館者の増加等成果を挙げており、今後も市民が芸術・文化に触れ親しむ機会を創出する取組を推進します。

【基本方針】 5－1 心豊かな感性を育む芸術・文化活動の推進

【重点目標2】 誇りある歴史・文化・芸術の継承と活用

目的

●誇りある芸術・文化の継承と活用

尾道の宝である国宝や重要文化財を、計画的に保存、活用しながら、日本遺産のまち・尾道及び市史編さん事業とあわせて、文化財の愛護精神等の育成、歴史文化資源の継承と活用を推進します。

- ・文化財愛護精神育成事業の推進
- ・文化財保存活用事業の推進

●美術芸術の継承と活用

地域ゆかりの美術品等の収集・調査研究・活用に取り組み、芸術文化のまちを未来へ伝えます。

- ・美術品等の収集及び調査研究の実施

(7) 尾道市歴史文化基本構想・文化財保存活用計画

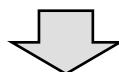
尾道市歴史文化基本構想・文化財保存活用計画は、文化庁委託事業である「文化財総合的把握モデル事業」（平成20～22年度）に基づき、平成23年3月に策定した。

この基本構想では、「関連文化財群」と「歴史文化保存活用区域」という新たな視点を踏まえ、テーマや区域を設定しながら、文化財の保存・活用に関する方針等をまとめている。

保存活用計画は、こうした基本構想を踏まえ、主要な分野ごとに基本方針を設定し、それに基づく事業を明らかにするとともに、関連文化財群における保存・活用の取組内容を示している。

関連文化財群

有形・無形、指定・未指定を問わず、文化財を相互に関連のある一定のまとまりとしてとらえる。（テーマによって文化財をつなぐ）



●港町の多彩な文化と景観

港町の文化と景観を中心とした関連文化財群

●水軍や海運の海道文化と遺産

水軍や海事に関わる関連文化財群

●港町や農山漁村の集落と民俗芸能

集落(暮らし)と民俗芸能を中心とした関連文化財群

●街道と宿場町 交易・交流の遺産

街道と交易・交流の関連文化財群

●地域に息づく近代化遺産

産業や暮らしに関わる近代化の遺産を中心とした関連文化財群

●尾道の生活文化

地域に息づく伝統的な産業や生活文化による関連文化財群



＜全体テーマ＞

時間と空間が織りなす

文化の重層・結節

“時のミュージアム・尾道”

図3-3 「関連文化財群」の構成

歴史文化保存活用区域

関連文化財群や単体の文化財と一体となって価値をなす周辺の環境を、文化的な空間として創出するための計画区域として位置づける。

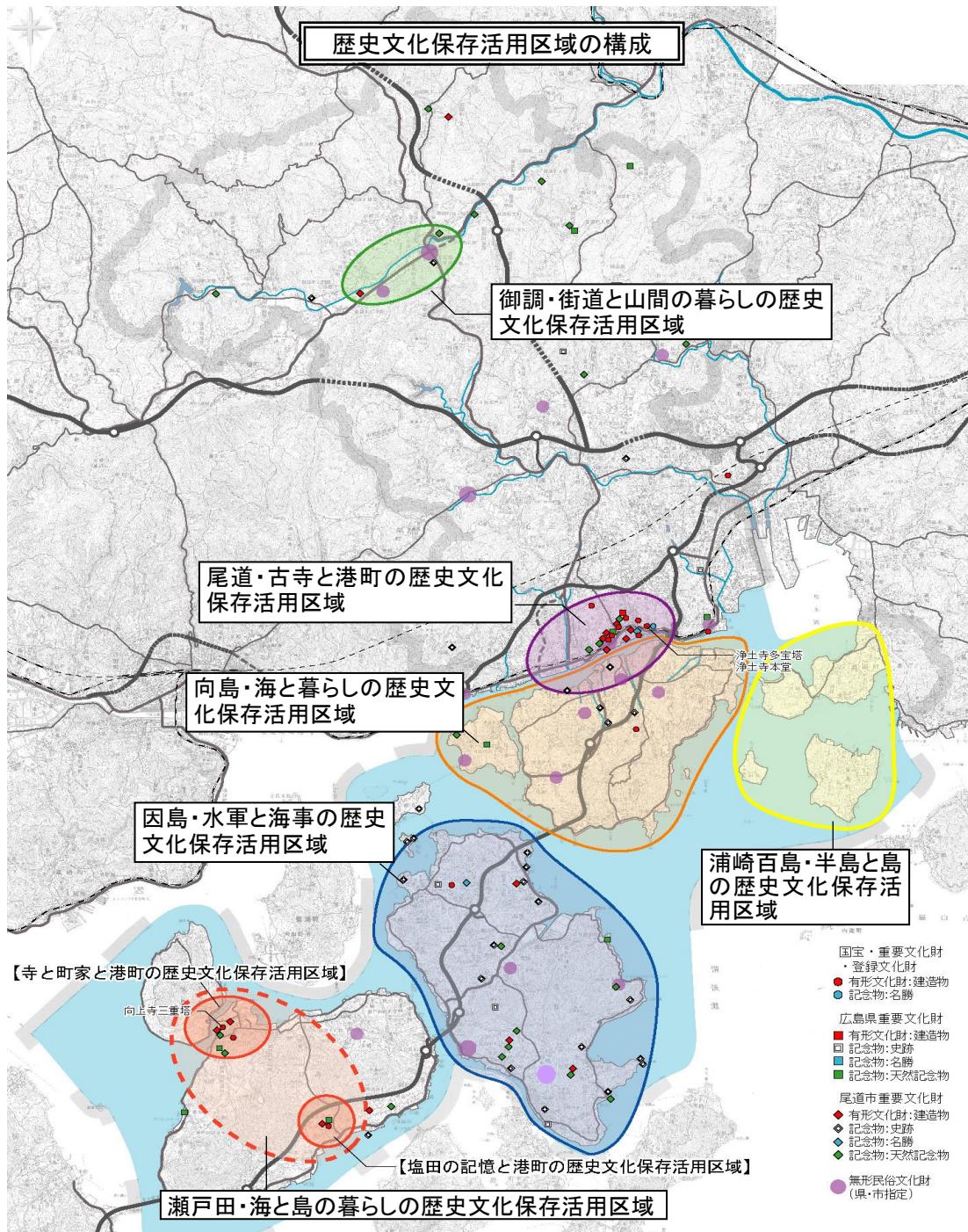
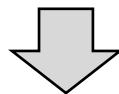


図 3-4 「歴史文化保存活用区域」の構成

3 歴史的風致の維持及び向上の方針

第1期計画の成果と課題を踏まえながら、完了した事業等を除き、引き続き歴史的建造物の保存・活用、周辺環境や景観の保全・形成、伝統文化を反映した活動の継承・活用及び観光・情報発信に関する事業を展開する。また、未指定文化財を把握するための歴史的建造物の調査、空き店舗の活用、眺望環境や公園・広場の整備、日本遺産の魅力発信など、新たな事業に取り組む。

こうしたことを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に関する課題（本章の1）に対応するよう、歴史的風致の維持及び向上の方針を設定する。

（1）歴史的建造物の保存・活用に関する方針

- 重要文化財建造物については、所有者等と連携しながら、毀損状況などを勘案し、保存修理や防災・防犯設備の整備を順次進めるとともに、防災設備等の点検・維持管理の徹底を図る。
- その他の指定・登録された歴史的建造物、歴史的風致形成建造物についても、優先順位を検討して保存修理などを促進するとともに、市が所有する旧三井住友銀行尾道支店（市重要文化財）については、観光交流の施設としての改修・活用を図る。
- 未指定等の歴史的建造物については、所有者等と連携しながら、歴史的・文化財的な価値を生かした保存修理や改修、用途変更を含めた活用を検討し、歴史的風致の維持・向上及び滞在型観光の基盤づくりを官民連携で進める。
- 未指定等の歴史的建造物の調査・把握とデータベース化を図るとともに、内容や価値のより詳細な把握が必要な物件については、専門的な調査を実施し、その結果によっては文化財指定等を検討する。
- 関係団体等と連携し、歴史的建造物の保存修理の技術・技能者の確保や育成を支援するとともに、歴史的建造物の保存修理の長期的な計画のもとに、必要な材料等の確保に努める。
- 歴史的建造物の保存・活用に関わる団体や建築士、ヘリテージマネージャーなどとの連携を強化し、歴史的建造物の保存修理や用途変更を含めた活用の支援、関係する情報の発信、見学会や研修会の開催などに取り組む。

（2）歴史的建造物の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針

- 関係団体や専門家等と連携しながら、空き家・空き店舗の改修・活用を通して移住・定住につなげるとともに、老朽危険建物の除却や低未利用地の利活用を促進し、街なみの保全を図る。
- 歴史的建造物の立地する町内会・自治会等においては、文化財の防火・防犯などについての啓発や防災訓練などを通じ、文化財の保護を含めた防災・防犯体制（自主防災組織など）の育成・支援に取り組む。
- 密集した市街地、斜面市街地においては、消火・救急活動や避難の円滑化及び生活環境の改善・向上に向け、地域の防災体制の充実・強化と併せて、消防水利の充実や消火活動のスペースの確保などに努める。
- 無電柱化を含めた電柱・電線類の景観改善や看板類の更新などによる景観の向上とともに、良好な眺望場所の整備に取り組む。
- 既存の施設の活用・再利用を通じて、市民や来訪者の憩いの空間となる公園・広場の整備を図る。
- 景観計画、景観条例、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例及び空家等対策計画のもとに、景観の保全と創造に取り組む。

○新型コロナウイルス感染症対策に資する開放的でゆとりがある都市空間の確保、及び「居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォーカブルな空間）」の形成やにぎわい創出に向けて、歩行環境の整備（道路の美装化、手すりの設置、街灯の整備など）や緑地の充実、建築物と道路などの外部空間が一体となったオープンスペース等の確保を図る。

（3）伝統文化を反映した活動の継承・活用に関する方針

- 民俗芸能等の担い手の確保・育成、用具の新調・修繕などを支援するとともに、民俗芸能等の調査や記録、情報発信及び登録文化財制度の活用に取り組む。
- 各地で多種多様な民俗芸能等が継承されている全国的にも希有な都市であり、こうした情報や特色・魅力を広く情報発信するとともに、見学・体験する機会の確保・充実に努める。
- 様々な世代が有形・無形の文化財めぐったり、学んだりする機会を確保・充実させるとともに、こうした取組を広く情報発信し、市民等への周知を図る。

（4）観光・情報発信に関する方針

- 文化財の活用を支える施設として、各種文化施設、観光案内所等の役割分担と連携のもとに、情報提供・ガイダンス機能の充実を図る。
- 市街地や集落地、更には広がりを持った範囲において、文化財の公開・活用を推進しながら、周遊コースの設定・魅力化を図るとともに、外国人への伝達を含め案内板・説明板、誘導標識の整備・充実や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した情報提供・発信などに取り組む。
- デジタル技術とデータなどを活用し、文化財や観光施設、交通状況などの積極的な情報提供・発信などに取り組む。
- 日本遺産に関する取組との連携を図りながら、教育・文化面での活用などと併せて、観光やまちづくりの資源としても文化財の公開・活用や情報発信に取り組む。
- 文化財の保存・活用も新型コロナウイルスをはじめとした感染症に影響を受けることから、国・県レベルの感染症対策と連携を取りながら、実状に応じた対策に取り組む。

（5）市民等の参加と協働に関する方針

- 文化財の保存・活用に関わる各種団体の活動や担い手の確保・育成を支援するとともに、団体間の連携・交流を促進する。
- 文化財の保存・活用に取り組む団体と市民、行政の連携、協働の取組（ワークショップによる企画やその実践、見学会・勉強会・イベントの開催、清掃美化活動、空き家再生の見学・体験など）を進める。
- 文化財をはじめとした歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、それを担う住民等を主体とした団体の育成や活動の支援に努める。
- 市民や関係団体等へ歴史的風致や文化財、まちづくり、都市計画などに関する情報の提供・発信や学習機会の確保・充実に努めるとともに、これまでの空き家再生などの住民主体の活動の蓄積を活かし、エリアマネジメントなどの仕組みの構築を検討する。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

前述の方針で記しているように、歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者・管理者、そして市民等の協力と参加が不可欠であり、かつ、行政を含めた連携と協働の体制が重要である。

このうち、計画推進の総合調整機能を担うのが事務局（まちづくり推進課、文化振興課）である。

庁内においては、計画策定段階の庁内関係課による推進体制を継続するとともに、文化振興課とまちづくり推進課は、より密度を高めた連絡・調整等を行う。また、必要に応じて、文化財、都市計画、景観等の部門の委員会等に相談し助言を得るとともに、国・県等関係機関との連携を図り、適切な支援を得るように努める。

さらに、歴史まちづくり法第11条に基づく歴史的風致維持向上計画推進協議会は、事務局と連携しながら、計画の推進や変更に関する協議並びに実施に係する連絡・調整を行う。

本計画の実施においては、基本的に担当する課が、公共施設管理者等（尾道市以外の場合）との連携・調整を行うとともに、民間の関係権利者・管理者、さらには文化財の保存・活用を担う市民及び関係団体との連絡・調整及び支援に努める。

こうした体制においては、協働の考え方を基本として、各主体が取り組む必要がある。つまり、各主体が、歴史的風致の維持及び向上を図ることを共有の目標とし、責任と行動において相互に対等であることを前提としながら、ともに力を合わせて取り組むことである。

以上の計画の推進体制を図化すると、以下のようになる。

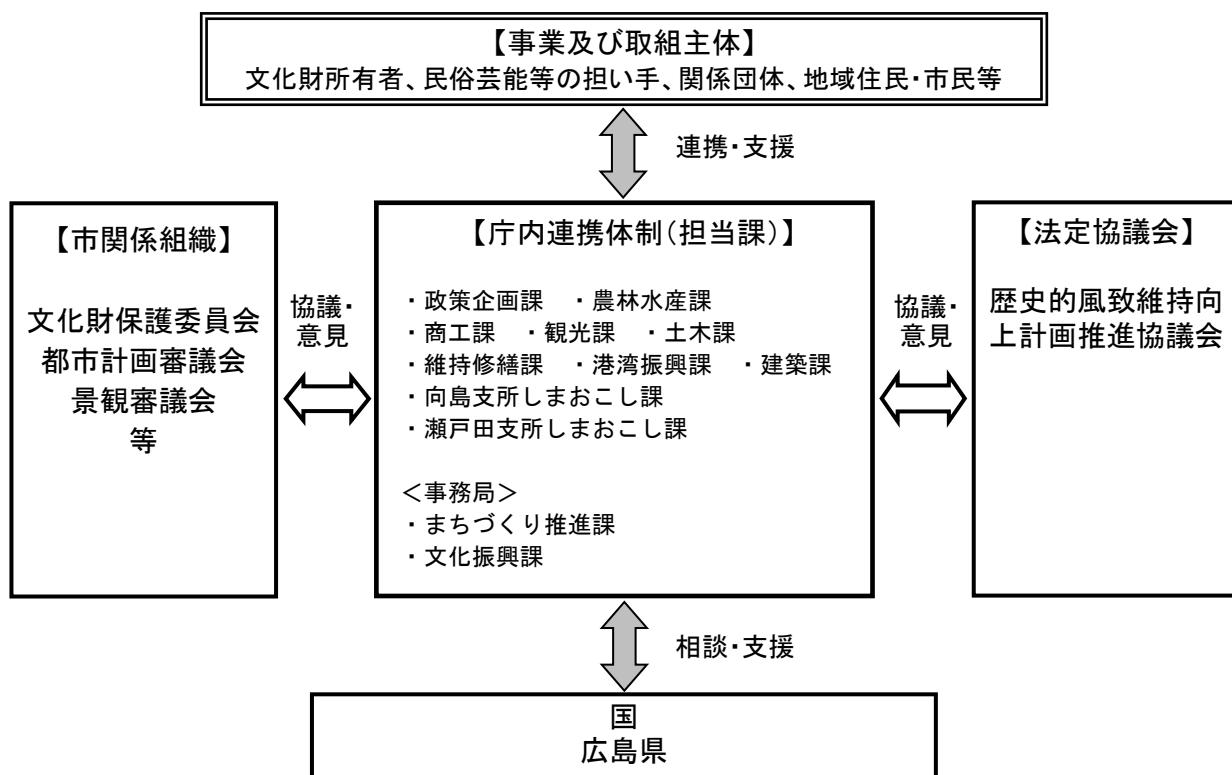


図 3-5 計画の推進体制

第4章 重点区域の位置及び区域

1 歴史的風致の分布

尾道市の歴史的風致をその立地性から概括すると、尾道水道に面した旧市街地一帯と瀬戸田水道に面した市街地・集落地一帯で面的に広がり、鉦太鼓おどり、神楽に関する歴史的風致は市域において点在的に立地する。

これらのうち尾道水道に面した旧市街地一帯においては、中世尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致が2つ、近世尾道の港町文化にみる歴史的風致が3つ、近代商業都市尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致が3つ、及び茶園文化が息づく歴史的風致（1つ）の計9つの歴史的風致が集積（重層）する。

また、瀬戸田水道に面した市街地・集落地一帯においては、瀬戸田水道と港町の祭礼行事にみる歴史的風致が2つあり、重なり合いながら存在する。

この他、港町や農山漁村の祭礼行事にみる歴史的風致の2つ（鉦太鼓おどり8か所、神楽16か所）が内陸部・沿岸部・島嶼部に点在する。

以上の尾道市における歴史的風致の概要を含めた一覧を示すと表4-1、分布については図4-1のようになる。

表4-1 尾道市の歴史的風致一覧（1/3）

歴史的風致		歴史的風致の概要
歴史的風致 (名称・テーマ)	個別の歴史的風致 (サブテーマ)	
(1) 中世尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致	①淨土寺と吉和太鼓おどり	浄土寺は国宝や重要文化財をはじめ多数の中世・近世の建造物が残され、また、足利尊氏と深い関わりのある尾道を代表する古刹の一つである。 この寺院に奉納される吉和太鼓おどりは、港町に住む人々、そして吉和の漁師たちが一体となり、古き伝統を伝える活動であり、中世寺院建築や港の街並みとともに厳かな歴史的風致を形成している。
	②西國寺と紫燈護摩、節分会	西國寺は、尾道を代表する古刹の一つで、尾道商人の寄進を多数集め、往時の繁栄を今に伝える寺である。 真言宗醍醐派大本山であり、重要文化財をはじめとした建造物の他、近世建築の本坊や持仏堂、多数の美術工芸品等、尾道の歴史の一部が凝縮したともいえる寺院である。 柴燈護摩は、元日から行われる「吉祥護摩修行」の結願となる法要であり、古くから行われている仏教行事である。節分会は、毎年2月3日に金堂を舞台として行われ、市内最大級の物である。古来より星祭として法要が行われていたものが、戦後に現在の形となった。

表 4-1 尾道市の歴史的風致一覧 (2/3)

歴史的風致		歴史的風致の概要
歴史的風致 (名称・テーマ)	個別の歴史的風致 (サブテーマ)	
(2) 近世尾道の港町文化にみる歴史的風致(つづき)	①八阪神社と祇園祭	<p>八阪神社は常称寺境内にあったが、明治元年(1868)の神仏分離で翌2年6月、現在地の厳島神社に合祀されて移された。拝殿は18世紀後半の建築、狛犬は県内でも最大級で文政4年(1821)と天保8年(1837)につくられている。</p> <p>祇園祭は八阪神社の例祭で尾道の三大夏祭りの一つに数えられる。御神体を乗せた三体の神輿が市内を練り歩いたのち、八阪神社の名前が記された一本の轍を三体の神輿が勢いよくまわす「三体廻し」が行われる。</p>
	②御袖天満宮と天神祭	<p>御袖天満宮は、菅原道真が大宰府へ向かう途中、この地での歓待に感銘を受けたことから、自らの衣の袖に自身の画像を描き受けた御袖を御神体として、祠を建立したことから、その名がついたとされる。</p> <p>天神祭は菅原道真の命日である旧暦6月25日に行われ、神輿が旧市街地の中央部付近をめぐり、特に参道の石段を駆け上がる活気と勇壮さに満ちた姿は、この祭の最大の見せ場であり、坂のまち・尾道をより印象づける。</p>
	③住吉浜(住吉神社)と住吉祭	<p>住吉浜は寛保元年(1741)、当時の町奉行である平山角左衛門が主導して海を埋め立て築造し、浄土寺境内にあつた住吉神社を現在の場所に移し港の守護神とした。拝殿、本殿は、明治時代後期の建築であり、向唐破風造となっている。注連柱は尾道が発祥の地であり、住吉神社にあるものは国内最古である。</p> <p>住吉祭は尾道の夏祭りの最後を飾る住吉神社の例祭である。住吉浜ができたおかげで発展したことに対する感謝を込めて、花火を神社に奉納する。</p>
(3) 近代商業都市尾道の寺社祭礼行事にみる歴史的風致	①一宮神社とベッチャ一祭	<p>一宮神社(吉備津彦神社)は、備中国の吉備津彦神社の什器が何かの由縁でこの地に来たのを奉還したが、再び舞い戻ってきたことを契機に、備中国の吉備津彦神社の境内社である一宮社の分靈を行ったのが起源である。</p> <p>ベッチャ一祭は一宮神社に伝わり、厄を祓い、無病息災を願う祭りであり、尾道の晩秋を代表する行事でもある。</p>
	②住吉浜(住吉神社)とみなと祭	<p>みなと祭の最初に、浄土寺多宝塔の傍にある町奉行 平山角左衛門の墓前で法事が営まれ、次いで平山神社を合祀する住吉神社で神事が行われる。この後、パレードやその他数々のイベントが行われる。</p> <p>江戸時代における住吉浜の築造に対する感謝の念が、時代を超えて現在まで継承されるとともに、一般の市民が祭の担い手や行事の主役として参加する。</p>
	③山脇神社と山王祭	<p>山脇神社は尾道七社の一つであり、「こま犬」の代わりに「こま猿」が置かれている。昔この一帯に山火事が起ったとき、猿が騒ぎ民衆に知らせたという伝説がある。</p> <p>山脇神社の祭礼は、尾道に夏を告げる「山王祭」(別名「ゆかた祭り」と呼ばれ、旧暦4月の申の日(5月末)に行われる。尾道では、この日から浴衣を着る風習がある。</p>

表 4-1 尾道市の歴史的風致一覧 (3/3)

歴史的風致		歴史的風致の概要
歴史的風致 (名称・テーマ)	個別の歴史的風致 (サブテーマ)	
(4) 濑戸田水道と港町の祭礼行事にみる歴史的風致	①瀬戸田水道と祭礼行事	<p>瀬戸田水道は、瀬戸内海の中央部に位置し、生口島と高根島に挟まれた細長い海峡で、天然の良港でもある。</p> <p>管弦祭であるホーランエンヤは、初夏の瀬戸田水道を舞台とした勇壮な行事である。また、生口島の地蔵院では、旧暦7月23日に仏送りともいわれる精霊送りが行われる。瀬戸田を彩る“動”と“静”的海の民の民俗行事である。</p>
	②港町瀬戸田の街並みと祭礼行事	<p>しおまち商店街や海岸沿いの市街地では、江戸時代～明治・大正時代の建造物の街並みが残されている。</p> <p>こうした街並みを舞台に毎年7月に行われる祇園祭は生口神社の例大祭であり、子供神輿、大人神輿が練り歩く。また、10月には天満神社の御神体を神輿に移し、大人神輿、中神輿、小神輿が町中を練り歩く神幸祭が行われる。</p>
(5) 茶園文化が息づく歴史的風致		<p>尾道には「露滴庵」「明喜庵」をはじめ茶室や庭園が数多く残っている。</p> <p>こうした茶室や庭園を利用し、一般の人や観光客も参加できる茶会が、流派を問わず開催されている。</p>
(6) 港町や農山漁村の祭礼行事にみる歴史的風致	①鉦太鼓おどり(風流)に関する祭礼行事	<p>市内の各所で、神社などを舞台に太鼓・鉦などを囃しつつ、五穀豊穣などを願う鉦太鼓おどりが行われている。代表的なものとしては因島の「椋浦の法楽おどり」、御調町の「みあがりおどり」、木ノ庄町の「木ノ庄鉦太鼓おどり」がある。</p>
	②神楽に関する祭礼行事	<p>市内には16の神楽団体があり、各地の神社で舞われている。大きく分ければ、芸予諸島に分布する神楽と山間部に分布する備後神楽に分類できるが、各地で様々な要素が盛り込まれながら、現在も盛んに行われている。</p>

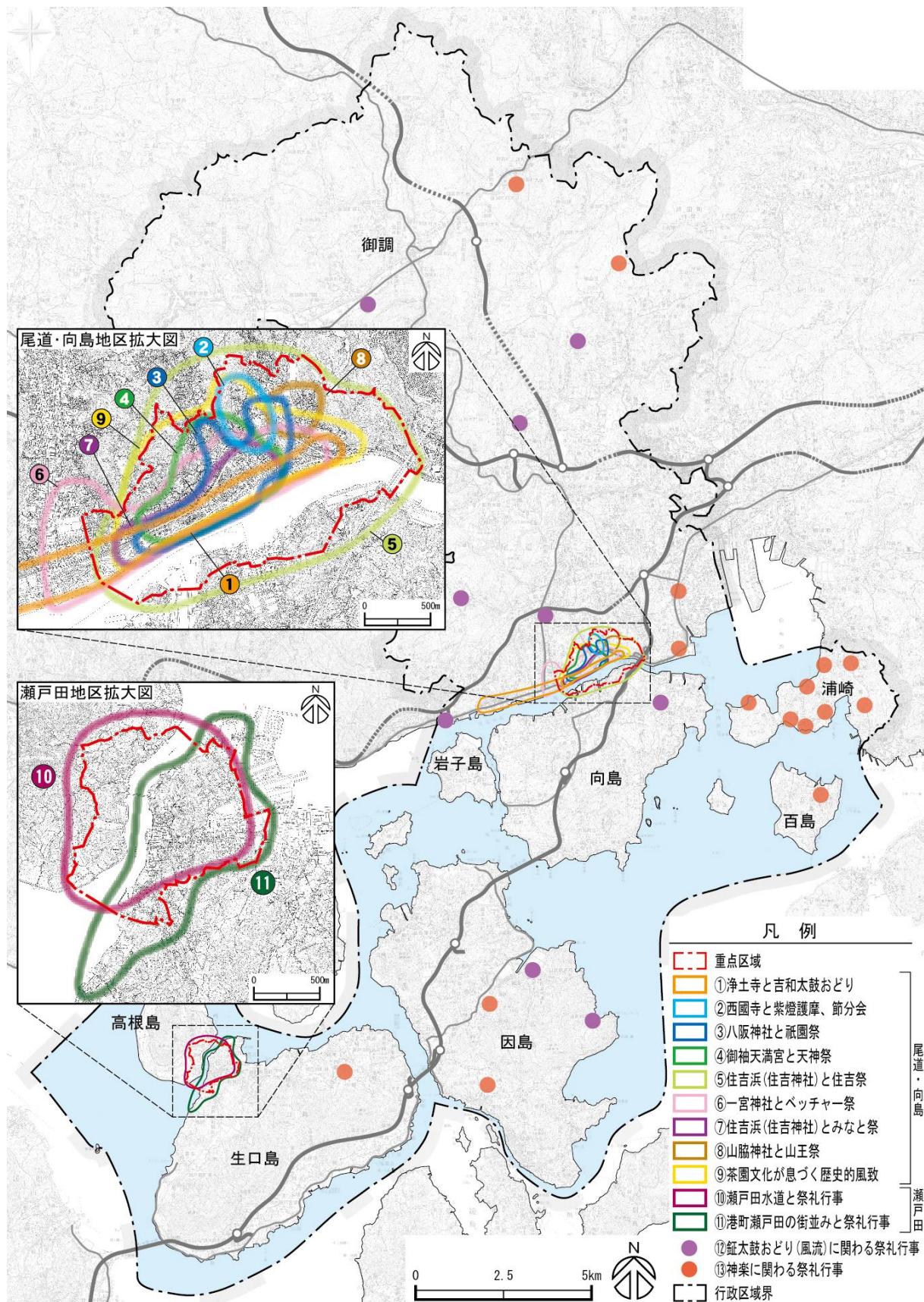


図 4-1 歴史的風致の分布

2 重点区域の位置と区域

(1) 重点区域の位置

第1期計画では、重要文化財等として指定された建造物及びその他の指定・未指定の歴史的建造物が多数立地し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が、一体となって良好な市街地の環境を形成している尾道・向島地区と瀬戸田地区において、重点区域を設定した。

これら2つの重点区域における歴史的風致の維持・向上を推進することで、市域全体の歴史的風致の維持・向上に波及させ、本市の歴史・文化の継承につなげる。

【尾道・向島地区】

尾道・向島地区は、中世・近世の文化財が多数存在する特徴的な市街地であるとともに、尾道水道を挟んで尾道地区（旧市街を中心とした区域）と向島が一体的な景観を構成していることから、景観面からもまとまりのある区域である。

また、港町・商都として発展した歴史があり、中世、近世、近代の文化財が重層しながら、市街地を中心に存在する。そこには、国宝（浄土寺本堂、多宝塔等）や重要文化財等があり、建造物等は景観を特徴づける役割も担っている。加えて、この地区においては、吉和太鼓おどりや祇園祭、天神祭、住吉まつり、ベッチャーリ祭等が、歴史的建造物等を舞台として行われ、固有の歴史的風致を形づくっている。

【瀬戸田地区】

瀬戸田地区は、港町の繁栄を今に伝え、向上寺三重塔（国宝）をはじめ神社仏閣や歴史的な街並み、趣のある路地空間等が息づき、瀬戸田水道等と相まって景観を特徴づけている。また、耕三寺には15件の登録有形文化財が集積している。

さらに、この地区においては、ホーランエンヤや精霊送り、祇園祭等が、歴史的建造物等を舞台として行われ、固有の歴史的風致を形づくっている。

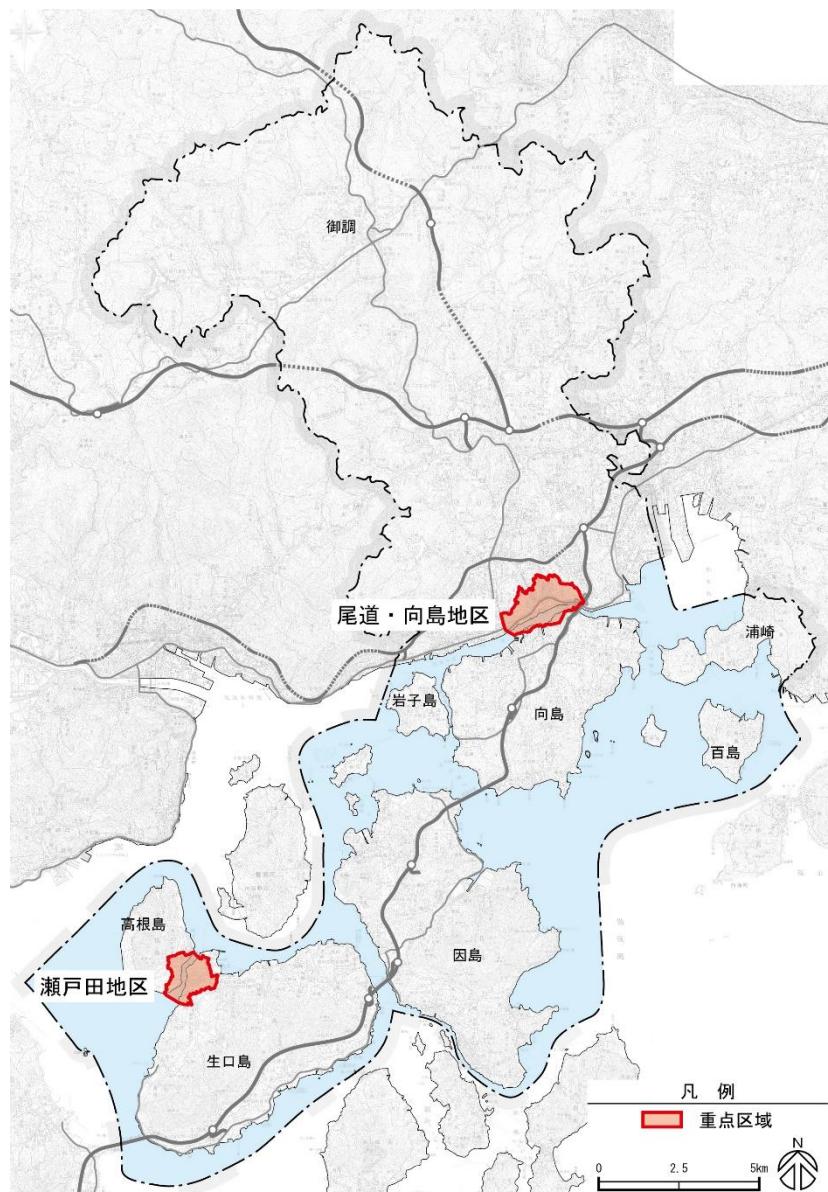


図4-2 重点区域の位置

(2) 重点区域の区域

重点区域に位置づけるのは、前述の2つの区域であり、次の名称とする。

○尾道・向島地区：尾道・向島歴史的風致地区

○瀬戸田地区：瀬戸田歴史的風致地区

① 尾道・向島歴史的風致地区

重点区域の面積：約207ha

第1期計画では、歴史的建造物が集積し、かつ、9つの歴史的風致が集積（重層）する範囲のうち、景観施策と一体的に歴史的風致の維持・向上を図るため、景観計画の重点地区（景観地区^{※1}）と同じ範囲を重点区域としていた。

第1期計画の成果として、歴史的建造物の改修や空き家の撤去、歩行環境の向上などが進んだことを受け、第2期計画では景観地区の西側において未指定の歴史的建造物が複数あり、また、N P O 法人によって保存修理された旧和泉家別邸（通称尾道ガウディハウス）も立地する三軒家町の一部を重点区域に含めることとする。拡大する区域は、斜面市街地の地形や建物、路地等、及び平地部の通りや路地等が、第1期計画の重点区域と連続的・一体的な構成となっている。

この範囲も、歴史的風致である「一宮神社とベッチャーフェスティバル」の舞台である。

拡大する区域の南及び東側の隣接地は景観地区（第1期計画の重点区域）、北側は景観地区につながる街区界（一部道路界）、西側は町丁目の街区界（道路界、隣接地は天満町）であり、第1期計画の重点区域と一体的な区域となる。

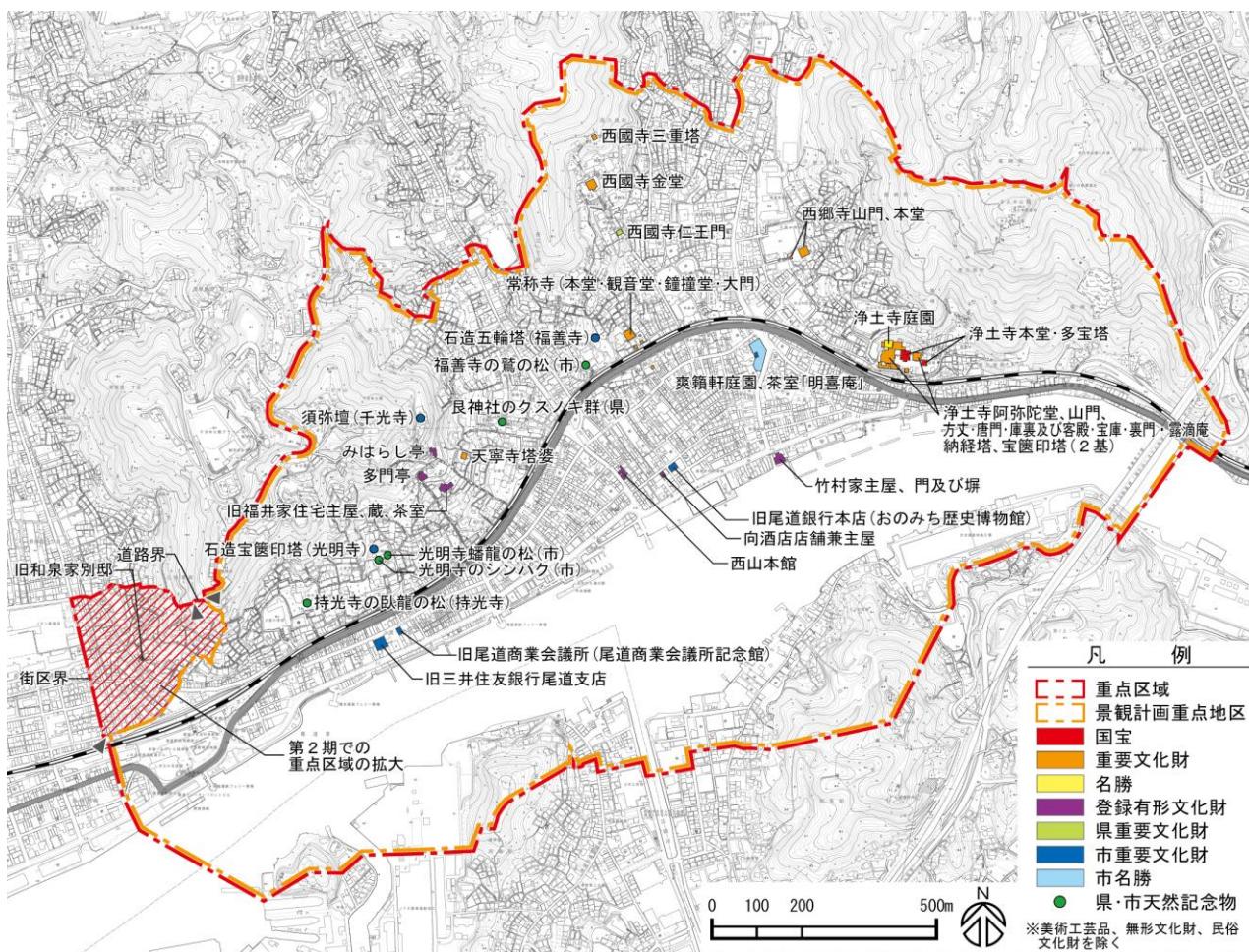


図4-3 尾道・向島歴史的風致地区（重点区域）の範囲

※1 景観地区

景観法で定められている地区。景観法で定める景観計画とは別に、都市計画として景観地区を定め、建築物の形態意匠の制限等を行うことができる。市町村長が行為を認定（認定書の交付）することになる。

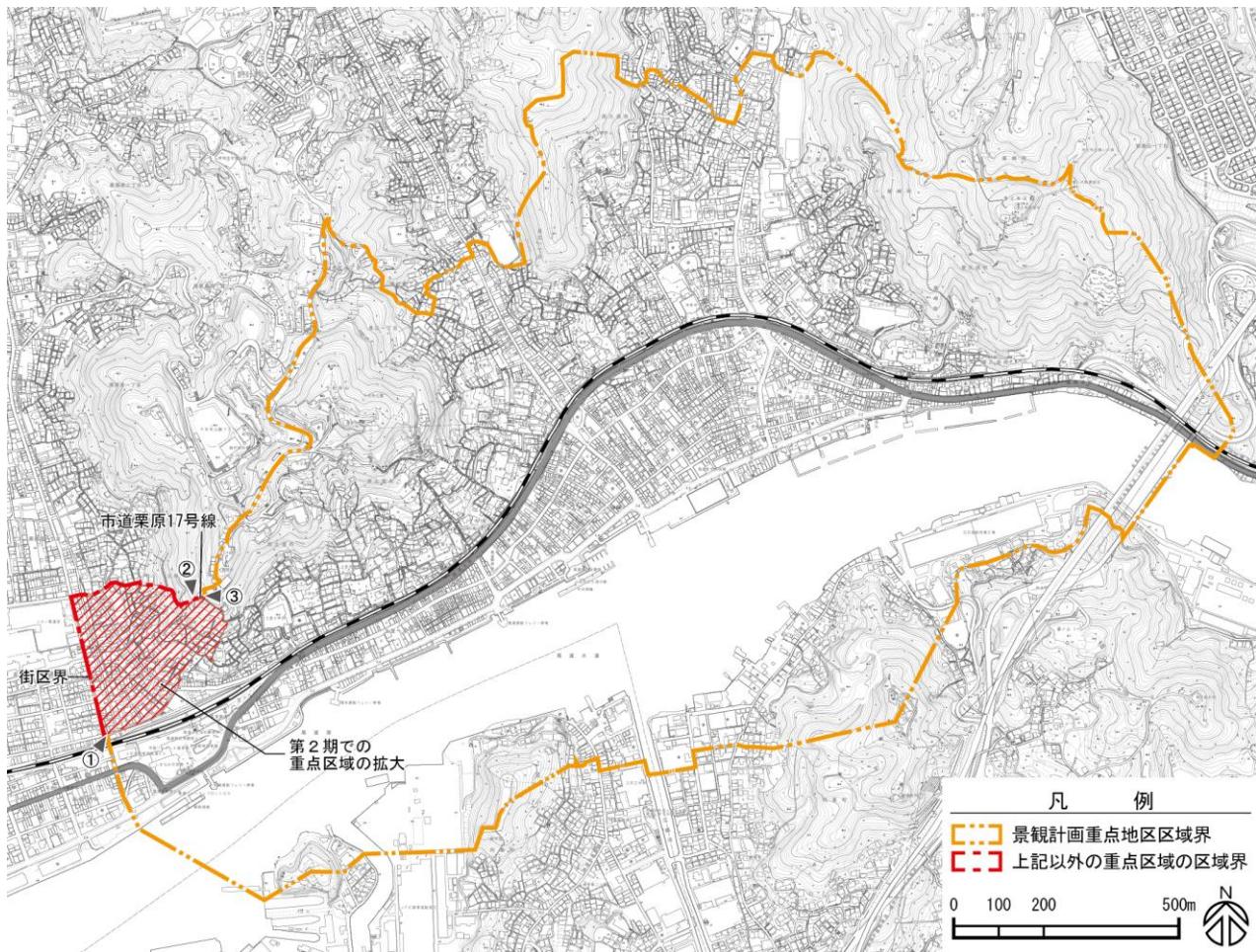


図 4-4 尾道・向島歴史的風致地区（重点区域）の区域界

表 4-2 尾道・向島歴史的風致地区（重点区域）の区域界の説明

区間	説明
① ~ ②	街区界
② ~ ③	市道栗原 17 号線
③ ~ ①	景観計画重点地区区域界

② 濑戸田歴史的風致地区

重点区域の面積：約 137ha（海面を除く）

重点区域の区域は、第1期計画と同様とする。

この区域については、景観計画の重点地区を基本に、北側については、「ホーランエンヤ」を行う高根巖島神社や関係する高根八幡神社、そのルート及びミカン祭りの背景となるミカン畠、「祇園祭」で神輿を渡御するルートを取り入れ、市街地・集落と景観の一体性を確保するため、市道及び一部地目界等で区切り、瀬戸田水道は見通し界でつないでいる。なお、「祇園祭」で神輿を渡御するルートの北端は工業地のため除外した。

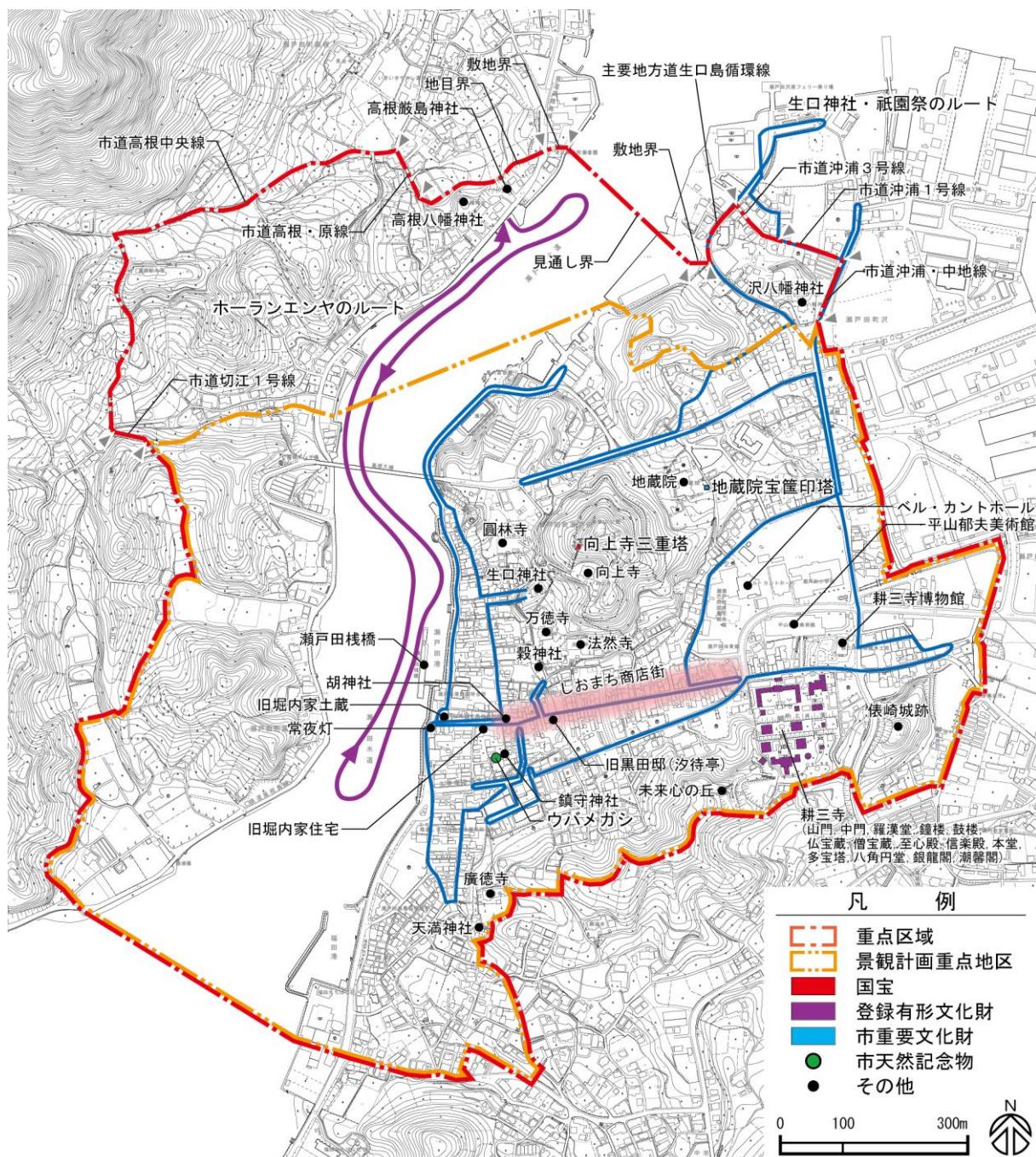


図 4-5 濑戸田歴史的風致地区（重点区域）の範囲

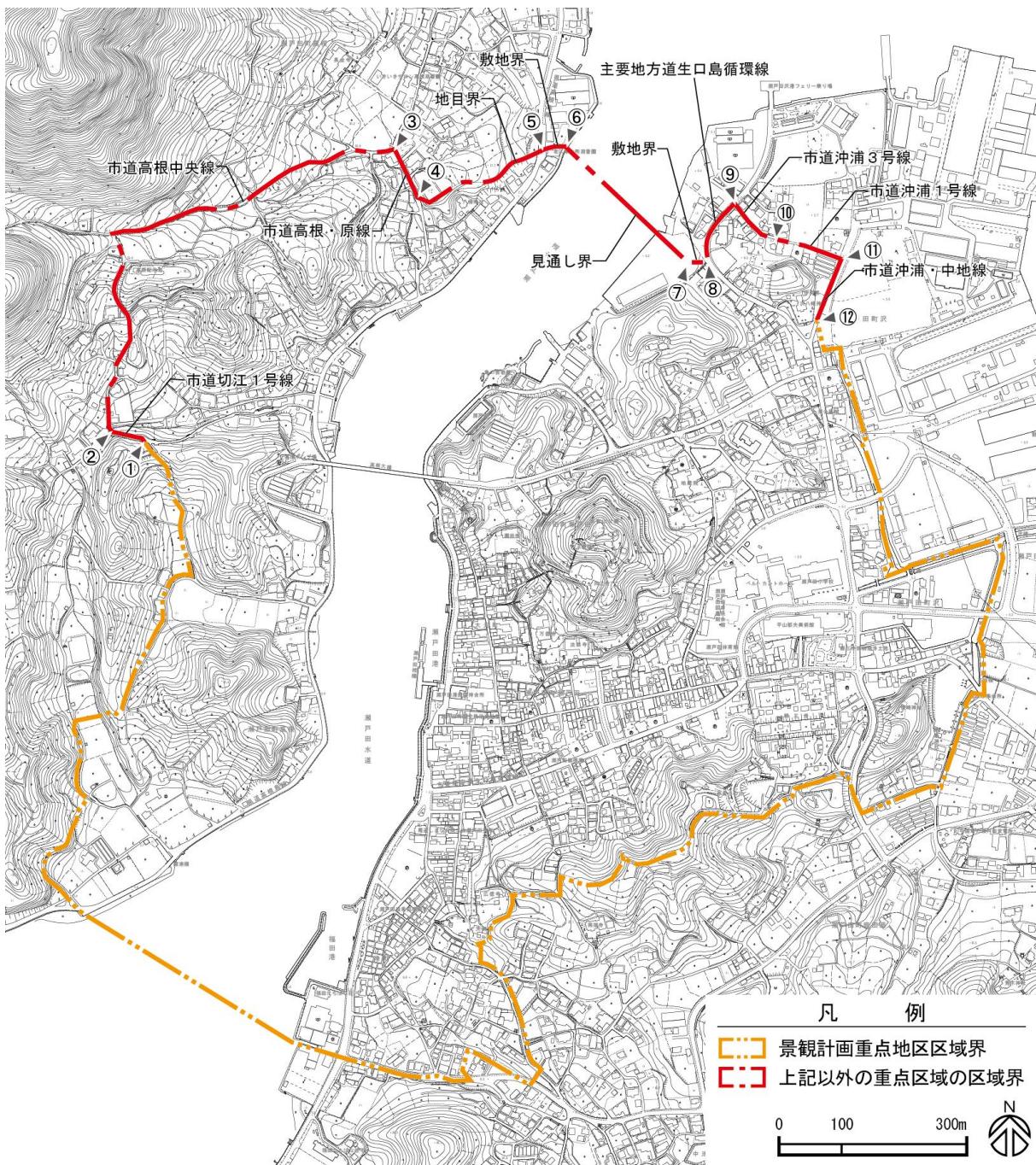


図 4-6 濑戸田歴史的風致地区（重点区域）の区域界

表 4-3 濑戸田歴史的風致地区（重点区域）の区域界の説明

区 間	説 明	区 間	説 明
① ~ ②	市道切江 1 号線	⑦ ~ ⑧	敷地界
② ~ ③	市道高根中央線	⑧ ~ ⑨	主要地方道生口島循環線
③ ~ ④	市道高根・原線	⑨ ~ ⑩	市道沖浦 3 号線
④ ~ ⑤	地目界	⑩ ~ ⑪	市道沖浦 1 号線
⑤ ~ ⑥	敷地界	⑪ ~ ⑫	市道沖浦・中地線
⑥ ~ ⑦	見通し界	⑫ ~ ①	景観計画重点地区区域界

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持・向上は、直接的には、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境の保全・整備、民俗芸能などの継承・活性化等であるが、こうした取組によって、重点区域の文化財や歴史的風致の特色と価値の顕在化、魅力づくりにつながる効果がある。また、観光・交流の活性化、コミュニティの継承・活性化、本市で暮らすことの価値や魅力の向上にもつながる。

歴史的風致の維持・向上によって具体化される姿（像）としては、尾道市歴史文化基本構想で示している『**『時間と空間が織りなす文化の重層・結節』による“時のミュージアム・尾道”**』ということができ、このことは、歴史文化を生かした本市のまちづくりのコンセプトともいえる。さらに、歴史的風致の維持・向上は尾道市総合計画で示している『尾道オリジナル』（「人財」「資源」「広域拠点性」）を高めていくことにつながり、都市像「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」の具体化にも資することになる。

加えて、重点区域における取組は、他の地域においても歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や民俗芸能などの継承・活性化等を推し進める力になり、市全体に効果が広がる。

4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

本市における良好な景観の形成に関する施策としては、土地・建物利用の基礎となる都市計画及び景観法等に基づいた景観施策がある。

(1) 重点区域の都市計画

① 尾道・向島歴史的風致地区

尾道・向島歴史的風致地区的都市計画は、広域都市計画区域（備後圏）として決定されており、区域区分や用途地域等がある。

区域区分に関しては、重点区域の大半が市街化区域であるが、尾道地区の斜面地の概ね中腹部より上の緑地を中心とした部分、及び向島地区の山地部は、市街化調整区域となっている。

尾道地区の用途地域は、JR 山陽本線から海側の平地部の大半は商業地域、山側斜面地は第一種住居地域が中心となっている。また、内陸部に向かう主要な道路及びその沿道は、近隣商業地域となっている。

向島地区の用途地域は、沿岸部の造船所等を中心とした区域は、準工業地域または工業地域が中心であり、その他は第一種住居地域と近隣商業地域となっている。

この他、尾道地区では、JR 尾道駅南側が高度利用地区（市街地再開発事業）、市街地の東側の一部が土地区画整理事業（久保地区、火災復興）の区域となっている。

都市施設としては、都市計画道路、公園、下水道等を都市計画決定している。

今後とも、市民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、計画的な土地利用の推進及び都市施設の整備に取り組んでいく。

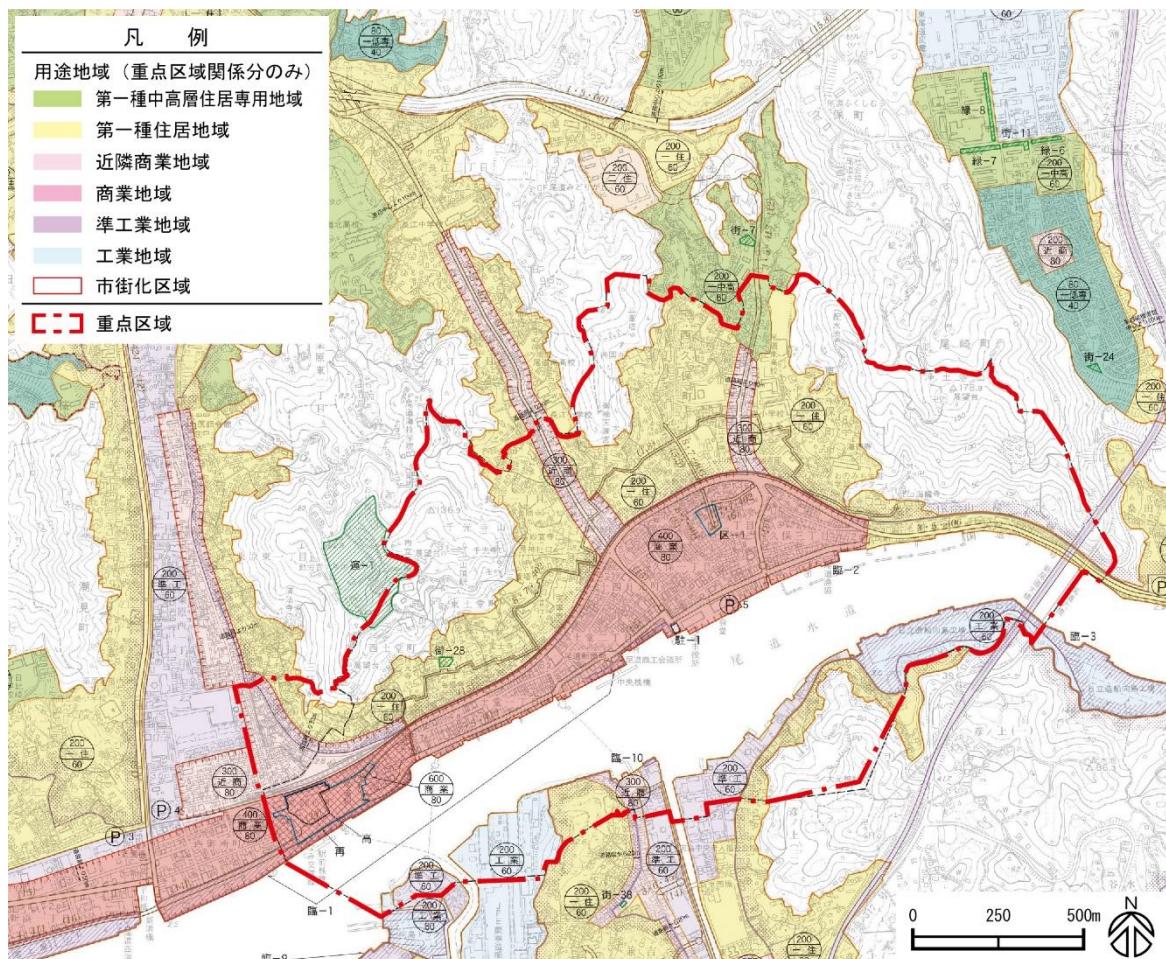


図 4-7 都市計画の指定状況（尾道・向島歴史的風致地区）

② 瀬戸田歴史的風致地区

瀬戸田歴史的風致地区的都市計画は、因島瀬戸田都市計画区域であり、区域区分はなく、用途地域等がある。

用途地域は、しおまち商店街や耕三寺の一帯が近隣商業地域、北側と南側の沿岸部が準工業地域であり、それ以外は第一種住居地域となっている。

都市施設としては、**ちょうおんざん**潮音山一帯が潮音山公園（総合公園）となっており、他に都市計画道路、公園（街区公園）や駐車場を都市計画決定している。

今後とも、市民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、計画的な土地利用の推進及び都市施設の整備に取り組んでいく。

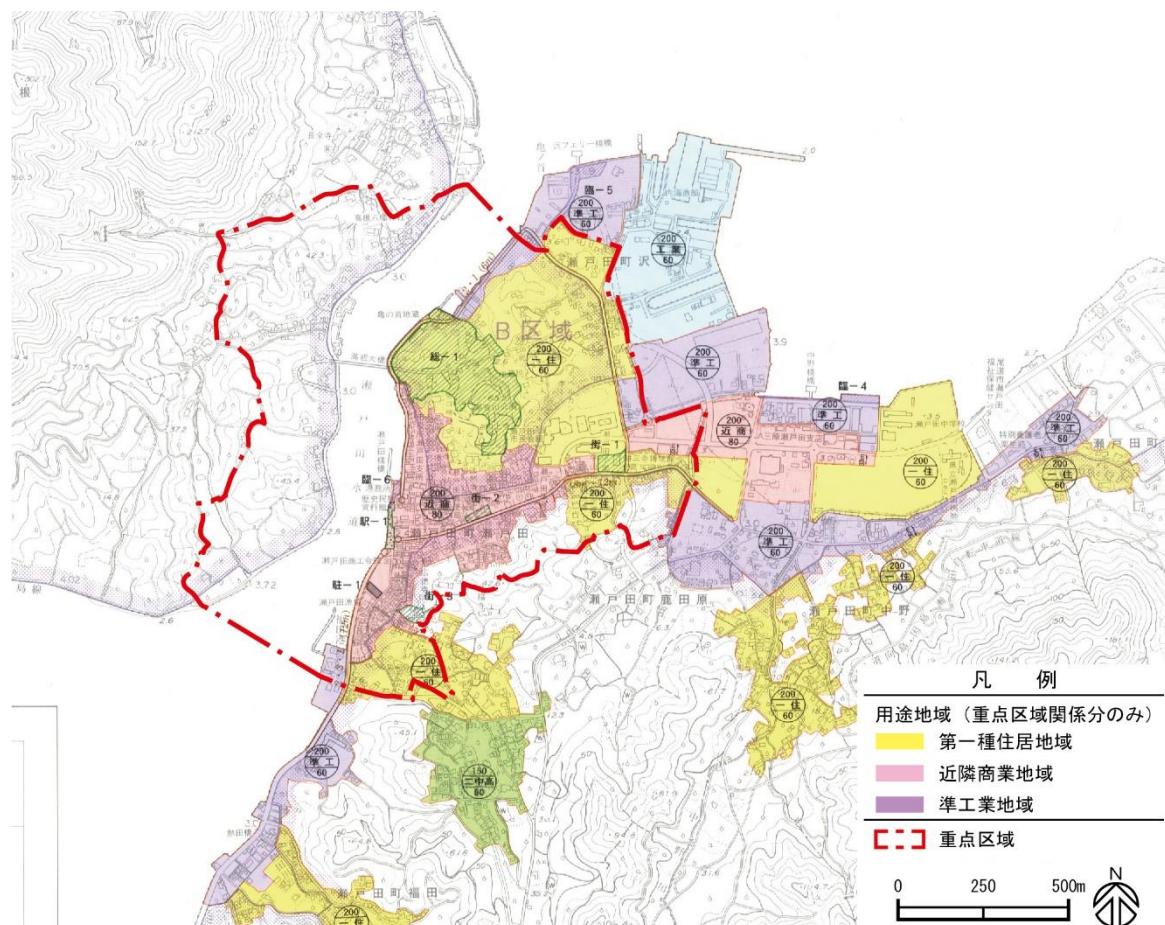


図 4-8 都市計画の指定状況（瀬戸田歴史的風致地区）

(2) 農業振興地域整備計画

本市では、農業と農業以外との土地利用の調整を図り、今後とも長期にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備について必要な農業施策を計画的、集中的に実施することによって、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的として農業振興地域整備計画を策定している。

重点区域の尾道・向島歴史的風致地区の東側及び北側の一部は、約 31ha が農業振興地域となっている。重点区域内に農用地区域は指定されていない。

重点区域の瀬戸田歴史的風致地区の生口島の一部及び高根島は、約 47ha が農業振興地域となっている。そのうち約 30ha が農用地区域に指定されている。

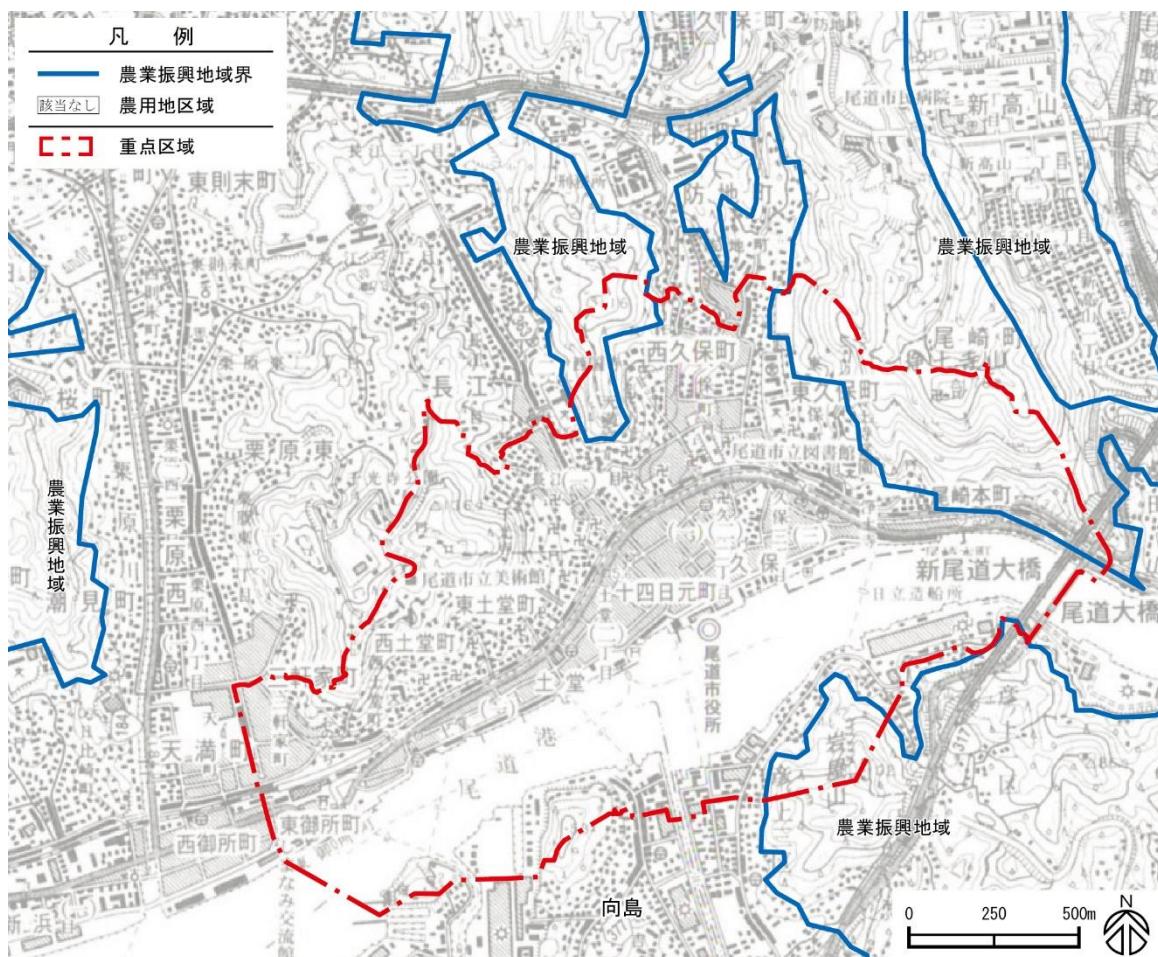


図 4-9 農業振興地域の指定の状況（尾道・向島歴史的風致地区）

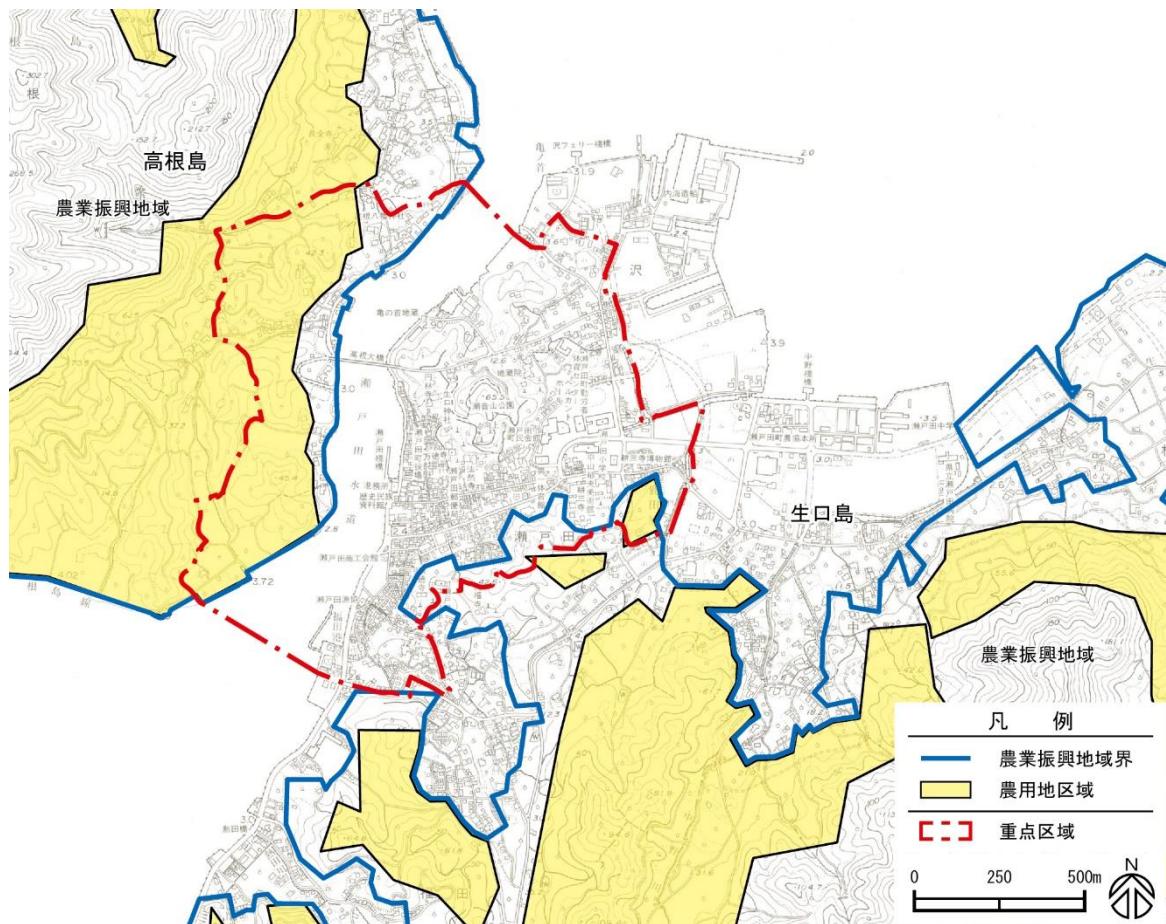


図 4-10 農業振興地域の指定の状況（瀬戸田歴史的風致地区）



段々畑に咲くミカンの花



瀬戸田の特産品・国産レモン

(3) 景観計画

本市の景観施策については、平成16年に施行された景観法に基づき、積極的に景観の保全と創造に取り組んできている。

その施策は、「今ある景観と調和したまちづくりをしていく」ということを基本とし、景観条例、景観計画、景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例の4点セットで進めている。

今後とも4点セットを基本に、景観重要建造物・景観重要樹木^{※1}の制度の導入等を検討しながら、歴史的風致の維持及び向上の面からも、景観施策に取り組んでいく。

① 景観計画区域

景観計画の区域は、平成22年4月から市全域を対象としている。

この景観計画区域内では、景観計画及び景観条例によって、一定規模を超える行為をしようとするときは市長への届出が必要である（P148参照）。

② 景観計画区域の地域別の景観形成の方針

景観計画区域は、11の地域に細区分し、それぞれの地域の景観特性を伸ばしながら、良好な景観を形成する。

このうち、歴史的風致維持向上計画における重点区域を含む「尾道水道周辺地域（中部）」及び「生口島北部地域」について、景観形成の方針を記す。

歴史的風致維持向上計画
重点区域：尾道・向島歴史的風致地区

歴史的風致維持向上計画
重点区域：瀬戸田歴史的風致地区

※1 景観重要建造物・景観重要樹木

歴史的に価値のある建造物や地域のシンボルとなる樹木等、景観まちづくりを進めるうえで重要な資源。

景観法第19条第1項に基づき景観重要建造物及び同法第28条第1項に基づき景観重要樹木に指定することができる。

景観重要建造物、景観重要樹木に指定されると、これらの現状を変更しようとするときには市長の許可を得る必要がある。一方で、管理のための支援を受けることができる。

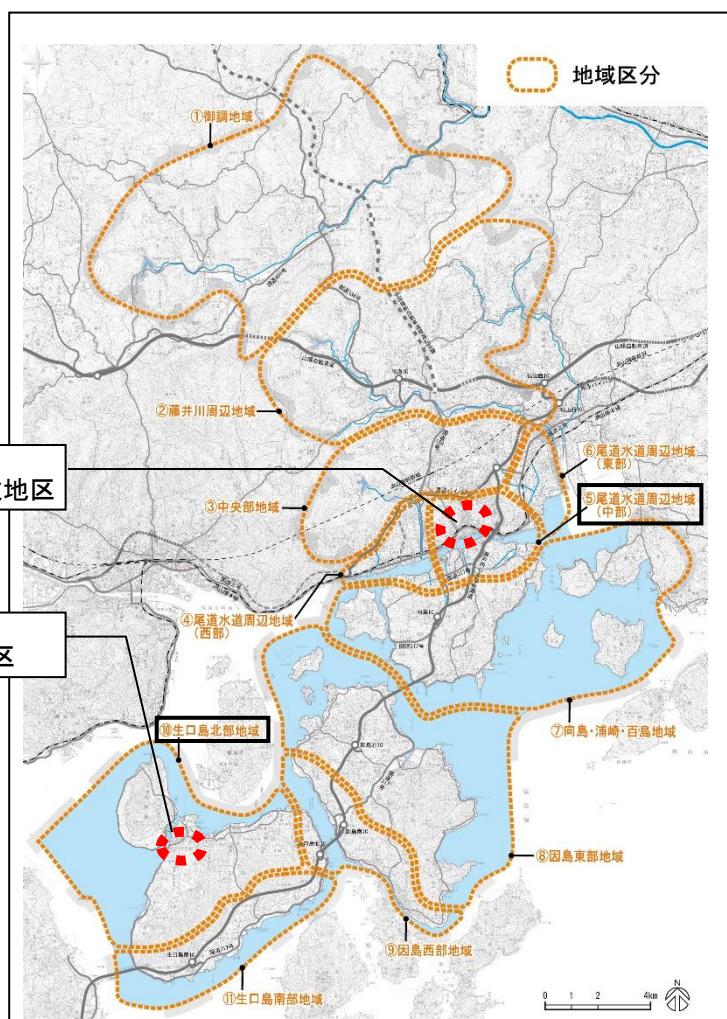


図4-11 景観計画区域の地域区分

ア 尾道水道周辺地域（中部）

＜景観形成の目標＞

豊かな自然・歴史・文化資源が醸し出す特色のある景観の保全・創造に取り組むとともに、その景観を中心市街地のまちづくりの中に生かし、尾道の都市イメージの中心となる「心に残る尾道の景観」の形成をめざす。

＜景観形成の方針＞

(ア) 尾道水道や尾道三山等を骨格とした景観の形成

- 景観の骨格となる尾道水道、尾道三山（淨土寺山、西国寺山、千光寺山）、向島の三山（岩屋山、竜王山、小歌島）、尾道大橋・新尾道大橋及び尾道駅前地区と、これらに囲まれた斜面市街地、中心市街地及び向島の市街地の範囲を中心として、尾道らしい景観を形成する。
- 尾道水道の水面、尾道三山、向島の三山の自然を将来にわたって保全する。
- 豊かな眺望景観を保全するため、高層建築物や屋外広告物によって眺望を阻害されることがないよう誘導していく。また、斜面市街地の古寺めぐりのみちや千光寺山・淨土寺山山頂のほか、尾道水道の海岸や尾道駅前等で眺望を楽しめる視点場を積極的に確保していく。
- 尾道三山の斜面市街地と尾道水道沿いの市街地では、現在の景観特性を伸ばすように建築物や工作物等を誘導する。

(イ) 尾道らしい歴史・文化資源や空間特性を生かした景観の形成

- 多くの寺院・神社や、港町・商都の歴史をとどめる建造物、坂みちや小路の空間等を将来にわたって継承していくとともに、これらを生かした歴史・文化的な景観を形成する。
- 尾道水道の海辺では、親水空間を充実させる。
- 中心市街地、斜面市街地、海辺の歩行者ルートの回遊性を高め、景観を楽しむルートを形成する。

(ウ) 周辺の市街地における地区特性を生かした景観の形成

- 尾道三山や向島の三山など景観の骨格となるゾーンの周辺においては、尾道水道方面への眺望を得られる眺望点の確保や向島の小河川の活用、果樹園の営農景観の保全等、地区の特性や資源を生かした景観を形成する。
- 尾道三山と斜面市街地、向島の海辺等から見えやすい位置にある大規模な建築物や屋外広告物については、景観を阻害しないよう配慮していく。
- 瀬戸内しまなみ海道の周囲では、本州側の玄関口としての景観を損ねることがないよう屋外広告物の掲出の方法等に配慮していく。



向島から見た千光寺山、斜面市街地、中心市街地等の景観

イ 生口島北部地域

<景観形成の目標>

歴史・文化的資源や瀬戸田水道等の眺望を生かし、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の代表的な観光地にふさわしい優れた景観の形成をめざす。

<景観形成の方針>

(ア) 瀬戸田地区を中心とした歴史・文化性のある優れた景観の形成

- 瀬戸田地区に集積する文化施設や寺社、歴史性のある街並みを保全していくとともに、歴史・文化的資源や背後の山林などと調和するよう、周囲の建築物の色彩等を誘導していく。
- 潮音山や耕三寺未来心の丘から見られる魅力ある眺望景観と瀬戸田水道に面した海辺景観を保全・創造していくため、中高層建築物や瀬戸田水道沿いの建築物の形態意匠の誘導、屋外広告物の制限等を行う。
- 中野地区に残る旧家群の街並みを生かした集落景観を形成する。
- 県道生口島循環線沿道の商業施設等は、歴史・文化的な地区イメージと調和するよう建築物や屋外広告物の形態意匠を誘導する。

(イ) 景観を楽しむ環境の充実

- 潮音山の登山道を歩きやすい環境にするとともに、山頂展望地など眺望場所の維持管理や整備を進める。
- しおまち商店街や海辺の遊歩道等を軸として、歴史・文化的景観や眺望景観等を楽しむことができる歩行者空間の充実、ネットワーク化を図る。

(ウ) 自然景観、営農景観の保全

- 瀬戸内海国立公園觀音山の自然や、高根島北部等に残る貴重な自然海岸を保全する。
- 市街地背後の緩緩斜面に広がる果樹園については、農地の有効利用と適切な管理を促進し、営農景観を保全する。



高根島、瀬戸田水道、中心市街地等の景観

③ 景観計画区域内での行為の制限の内容

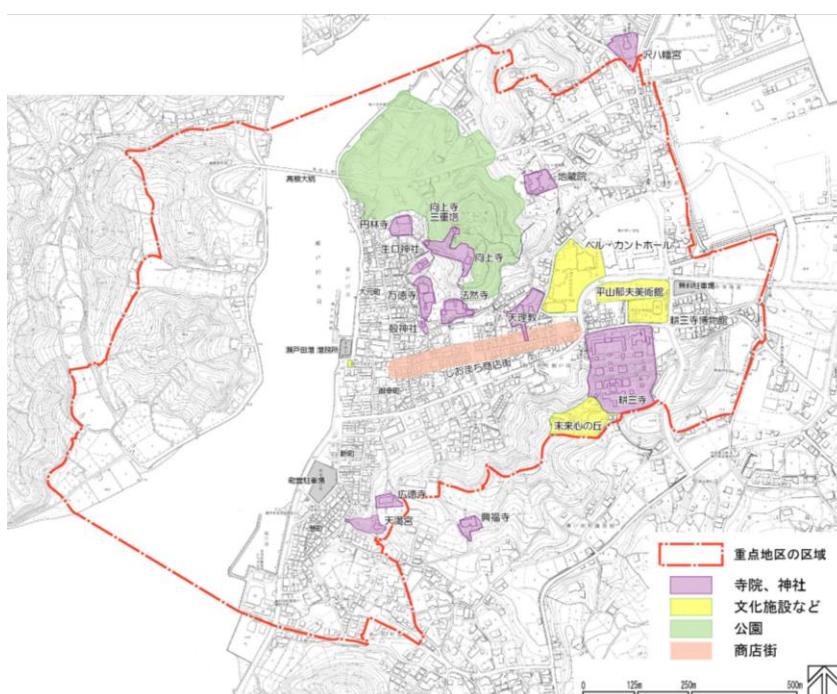
■届出が必要な行為（尾道市景観計画）

景観計画区域内で次の行為をしようとする場合は、あらかじめ市長に届出が必要である。

表 4-4 届出が必要な行為

行為の種別		対象となる規模等		
		重点地区の区域		重点地区以外の区域
		尾道・向島地区	瀬戸田地区	
ア 建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	— (景観地区であり、景観計画に定める建築物に関する行為の制限が適用されない。)	規模を限定しない。	高さ13mまたは建築面積1,000m ² を超える建築物 (増築については行為後の高さまたは建築面積)。 増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10m ² を超えるもの
イ 工作物	新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	下表の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a : 高さ 5 m を超え、かつ長さ10mを超える法面・擁壁 b : 高さ13mを超える(*)または建築面積1,000m ² を超えるもの c : 高さ20mを超える(*)もの (*)建築物と一緒に設置される場合の高さは、当該工作物の高さが 5 m 超、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが b で13m超、 c で20m超 外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10m ² を超えるもの		
		敷地に設ける柵・塀について規模を限定しない。		
ウ 開発行為	3,000m ² を超える開発行為			
エ 土石の採取	1,000m ² を超える採取			
オ 屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積	高さ 5 m または面積1,000m ² を超えるもの			
カ 届出事項の変更	前記 5 項目の届出事項を変更しようとするとき			

※行為の制限の基準等は省略



※尾道・向島地区は
「(4) 景観地区」
を参照

図 4-12 重点地区（瀬戸田地区）の区域

(4) 景観地区

景観計画で位置づけた重点地区のうち尾道・向島地区については、都市計画で景観地区を定めている。

この地区では、建築物等のデザインや色彩を制限するほか、眺望景観を守るために一定の区域で建築物の高さを制限する。

① 景観地区の区域等

景観地区の区域と区域内の細区分は次のとおりである。

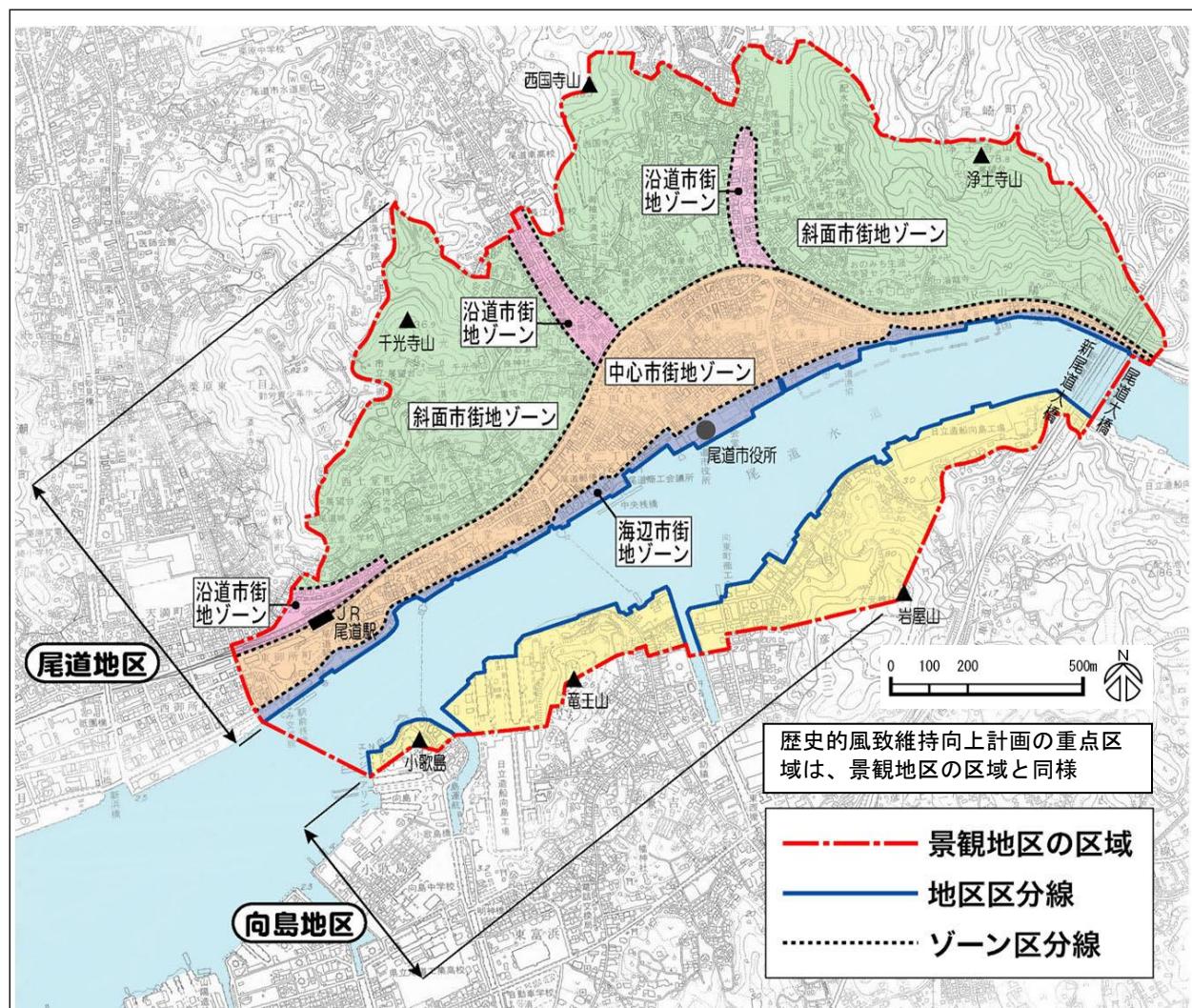


図 4-13 景観地区の区域

表 4-5 景観地区の構成

地区の区分	地区の範囲	ゾーン区分
尾道地区	尾道の中心市街地と尾道三山の斜面市街地等の範囲	斜面市街地ゾーン：鉄道北側の住居系用途地域と市街化調整区域の範囲 沿道市街地ゾーン：鉄道北側の近隣商業地域の範囲 中心市街地ゾーン：鉄道南側の商業地域等の範囲 海辺市街地ゾーン：海岸通り南側の範囲
向島地区	向島の海岸部とその背後の市街地、岩屋山・竜王山・小歌島の斜面の範囲	

② 建築物・工作物の形態意匠の制限

景観計画区域が行為の届出制であるのに対し、この地区では認定制になる。

■認定申請が必要となる行為

景観地区における下表の行為は、その実施に当たって、尾道市長に認定申請を行い、その認定を受けることが必要である。

表4-6 認定申請が必要となる行為

行為の種別		対象となる規模等
ア 建築物	新築、増築、改築、移転 外観の変更を伴う修繕・模様替え 色彩の変更	規模の大小に関わらずすべて
イ 工作物	新設、増築、改築、移転 外観の変更を伴う修繕・模様替え 色彩の変更	「尾道地区」における垣・柵・塀、「向島地区」における金属製フェンスのみ (注)
ウ 認定申請事項の変更	前記2項目の認定申請事項を変更しようとするとき	

(注) 垣・柵・塀、金属製フェンス以外の工作物については、規模によって、景観計画区域（前掲）での届出が必要である。

上記の規定にかかわらず、以下の行為は、認定申請は不要としている。

- 国宝・重要文化財等に指定された建造物、登録有形文化財に登録された建築物、県・市の有形文化財または記念物等に指定された建築物
- 上記のいずれかの建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- 景観重要建造物に指定された建造物
- 非常災害により破損した建築物等の応急的な修繕等
- 通常の管理のため簡易な修繕を行う建築物

■行為の着手の制限

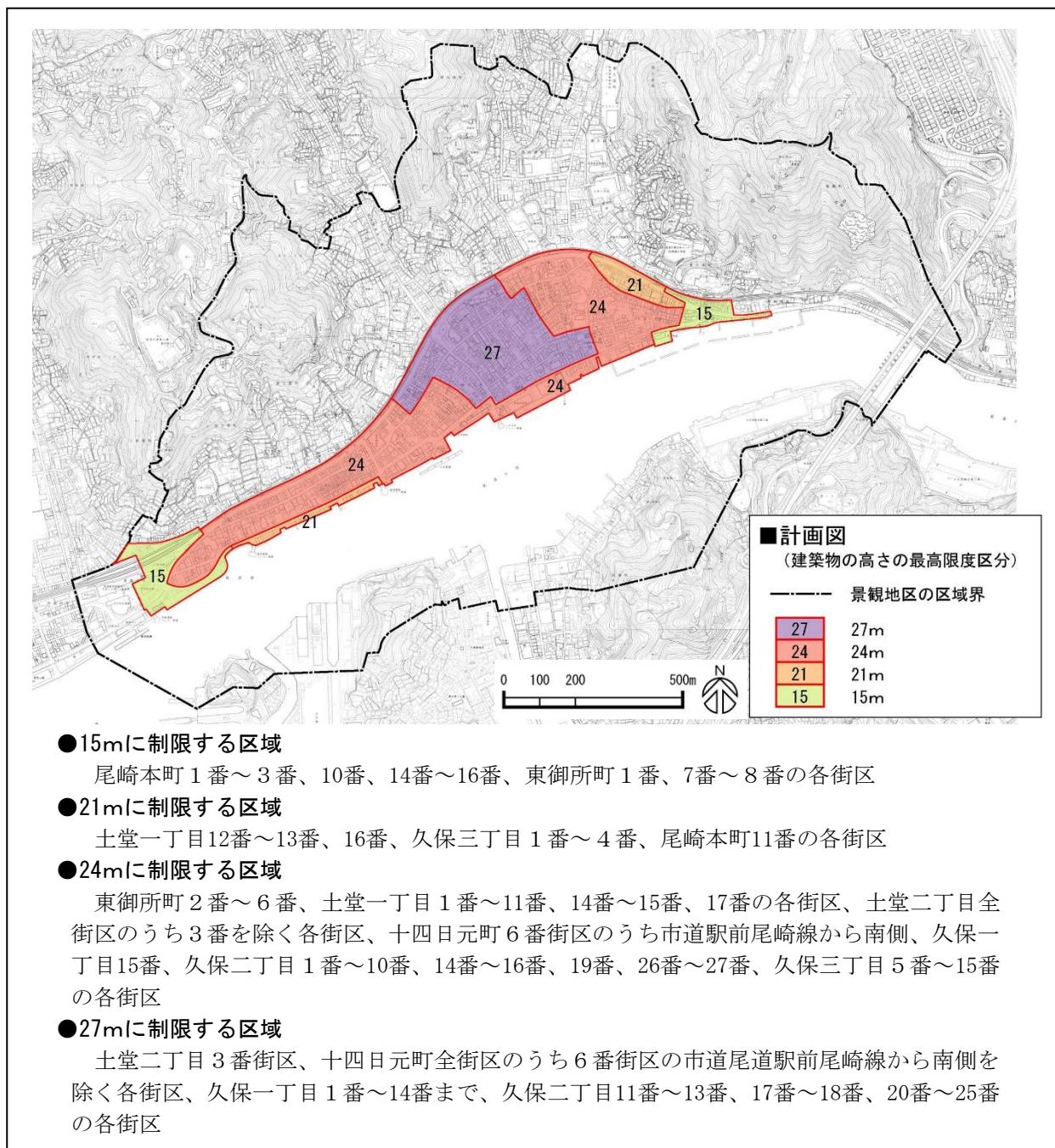
認定を要する行為について認定申請をした場合は、認定証交付後でなければ、その行為に着手できない。認定できないもの、または認定の適否の判断ができない場合は理由を記載して通知する。

- ◆認定証交付前でも着手できる工事……根切り、山留め、ケーソン工事等

③ 建築物の高さの最高限度

景観地区では、「心に残る尾道の景観」を保全していくため、形態意匠に関する制限とともに、建築物・工作物の高さの最高限度を定めている。

次の図で数字を記載した区域では、それぞれの数値（m）が建築物の高さの最高限度となる。この制限値を超える建築物は、建築確認済証が交付されない。



※工作物の高さの制限等は省略

図 4-14 高さの最高限度の区分

(5) 屋外広告物の制限（尾道市屋外広告物条例）

屋外広告物は、景観に大きな影響を与えている。そこで、景観計画では屋外広告物についても基準を定めている。この基準については、尾道市屋外広告物条例による。

① 景観計画区域内の制限

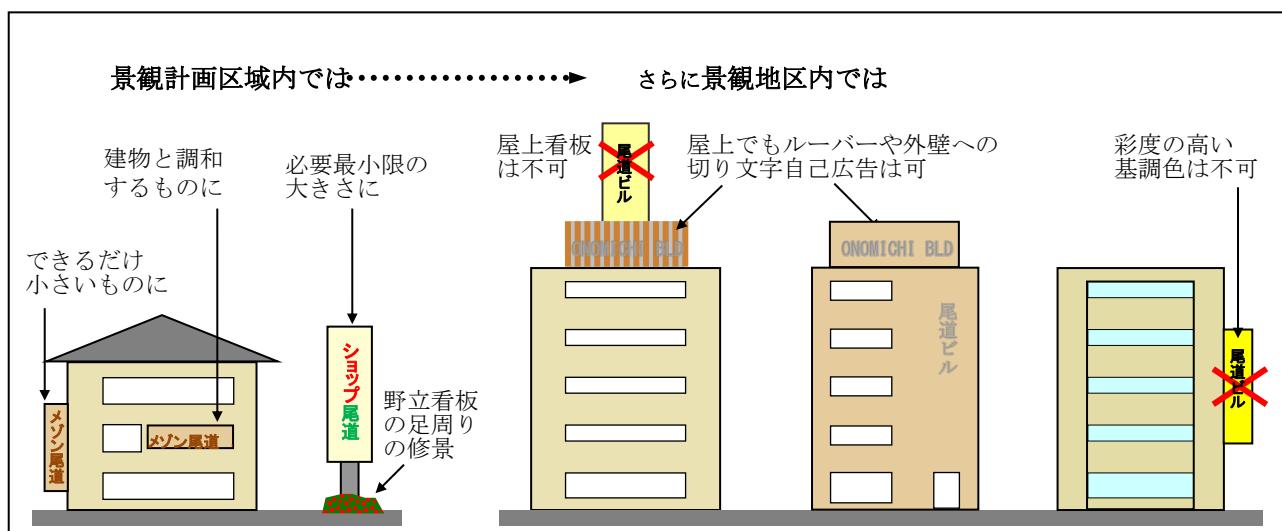
景観計画区域内の屋外広告物等については、周囲の景観との調和や建築物との一体性が確保されるよう、次のような制限を行う。

- ア 建築物等に設置する看板、広告塔等は、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、その建築物や周辺の景観との調和に配慮する。
- イ 垂れ幕等の一時的な広告やサインはできるだけ設置しない。やむを得ず表示する場合は垂れ幕等の下地となる色は、広告物を表示する建築物と同等または類似の色とする。
- ウ 蛍光色は避ける。
- エ 野立看板等を地面に接して設置する場合は、その足回りの修景や緑化に努める。
- オ 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。
- カ ネオンサインを設置する場合は、昼間の景観にも配慮した形態意匠とする。
- キ 広告看板類と一体となる建築物等の形態意匠については、建築物等の新築、増改築、外観変更の場合の基準に準じる。

② 景観地区内の制限

景観地区内では、①の景観計画区域内の制限に加え、次のような制限を行う。

- ア 屋上広告物は設置できないものとする。ただし、良好なスカイラインを確保するためのパラペットやルーバーへの切り文字を付けることは可とする。
- イ 広告物の基調色（地色）は、彩度の高い色を用いないものとする。
- ウ 平看板等の最大面積、広告塔（野立て）等の最高高さを、他の地域よりも小さくする。



※屋外広告物に関する制限の詳細等については「尾道市屋外広告物条例の解説」に記載

図 4-15 屋外広告物の制限のイメージ

(頁調整)

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 尾道市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

尾道市は、瀬戸内海の沿岸部、内陸部、島嶼部と変化に富んだ地形及び風土を形成しており、各地に有形・無形の文化財が多数存在する。これらのうち指定等文化財については400件（令和3年1月1日現在）を超えており、特に国宝については建造物が3件、美術工芸品が1件あり、建造物に関しては広島県にある国宝7件のうちの3件を占めている。一方、未指定文化財は膨大な数にのぼり、平成20年度（2008）・21年度（2009）に実施した文化財総合的把握調査では石造物が4,000件を超え、民俗文化財や民具等及び各地の歴史的景観も多数把握している。

こうしたことを踏まえ、本市では『尾道市歴史文化基本構想・保存活用計画』を平成23年（2011）3月に策定し、文化財行政を進めてきている。平成24年度には尾道市歴史的風致維持向上計画（1期計画）が認定され、文化財および周辺環境整備に取り組み、そうした成果が平成27年度以降、3つの日本遺産（尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市、“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島、荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間）の認定につながっている。

指定文化財については、文化財保護法や広島県文化財保護条例、尾道市文化財保護条例、その他の関連法令等に基づき、所有者等の適切な保存管理や継承に対する指導・助言を行うとともに、建造物の保存修理、民俗芸能等への支援などに取り組んできている。しかし、保存修理を必要とする物件は多数残され、民俗芸能等の担い手の高齢化・減少が進むなど、課題は山積している。

一方、未指定文化財については、現状や価値の把握及び保存・活用の支援は一部に限られているとともに、未把握の文化財も多数存在すると推定される。また、未指定等の有形文化財の毀損・滅失、民俗芸能等の担い手不足が懸念される。

以上のような現況を踏まえ、有形文化財、民俗文化財などの指定文化財、未指定文化財の保存・活用、文化財調査とその後の保護措置、歴史文化基本構想等の作成状況及び今後の方針について、以下のように設定する。

① 指定文化財の保存・活用

■有形文化財

建造物などの有形文化財の所有者等への指導・助言を行うとともに、所有者等と連携し、歴史的風致形成建造物を含め優先順位のもとに、旧三井住友銀行尾道支店（尾道市重要文化財）をはじめ建造物の保存修理や防災・防犯対策及び活用を進める。

また、個人情報の保護や防犯等に配慮しながら、文化財に関する情報発信を充実させ、適正な活用を促進する。

■民俗芸能等の民俗文化財

関係団体等の連携し、民俗芸能等の民俗文化財の担い手・継承者の確保・育成に努める。

また、未指定の神楽・鉦太鼓おどりを含め民俗芸能等を公開・普及する行事の開催支援などに取り組む。

加えて、民俗芸能等の衣装、器具などの保存や修繕・新調に関する支援に努める。

② 未指定文化財

市民参加のもとに、有形・無形の文化財の調査・把握とデータベース化を進めるとともに、文化財的な価値が認められた場合には、指定・登録を検討する。

所有者等の承諾・協力を得ながら、建造物の公開・活用を検討する。

建造物（建物）の店舗や宿泊施設等としての活用・改修等を検討する。

③ 文化財調査とその後の保護措置

本市では、地元調査員による有形文化財（建造物）、民俗文化財、歴史的景観（小景観：狭い範囲の景観）の調査、及び専門家による美術工芸品（仏像）、民俗芸能、歴史的建造物の調査を、市内全域で実施している。

その成果を生かしながら、今後とも未指定文化財の把握調査を実施するとともに、未実施の分野を含め市内全域を対象とした専門的な文化財調査の実施に努める。専門的な調査を通じて文化財的な価値が認められたものについては、指定・登録を検討する。

文化財調査の際には、市民参加型の調査を行い、郷土の文化財への理解と愛護精神の高揚を目指す。

こうした調査を通じて得られた情報・成果についてはデータベース化し、個人情報の保護や防犯等に配慮して適正に公開・活用を図る。

また、調査成果の活用も図りながら、尾道市史の編さんに取り組む。

さらに、外国人観光客の受け入れ環境の向上に向け、ガイドの育成のほか、現状調査やニーズ調査等のデータの収集を検討する。

④ 歴史文化基本構想等の作成状況及び今後の方針

本市では、文化財行政のマスタープランとなる『尾道市歴史文化基本構想』を『尾道市文化財保存活用計画』と一体的に、平成23年(2011)3月に策定している。

この構想等と歴史的風致維持向上計画などを関連づけながら、文化財の周辺環境を含め文化財の保存・活用に取り組んでいく。

（2）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財は経年劣化や様々な突発事態により損傷し消滅する危険性も考えられ、文化財の修理は、それを防ぐ重要な方策である。しかし、どの文化財がどの程度損傷しているか等の情報を得るには、前述の継続的な文化財調査や市民との情報交換が不可欠である。こうした情報収集が文化財の修理の基礎となり、修理方針や修理方法の確立にもつながることから、文化財の現状や毀損などに関する情報収集・相談体制の充実を図る。

また、文化財の所有者等による維持管理や点検を指導・助言し、文化財の保存及び毀損した場合の早期発見と適切な修理につなげる。

現在、市内の文化財の状況をみると、修理に緊急性を要する文化財が見受けられ、指定文化財については、その損傷具合や緊急性を考慮し、修理事業を実施している。特に重要文化財の建造物は、その建築年代が古いことから、緊急性を要するものが多い。また、美術工芸品についても、修理の必要がある場合には、その状況を把握し、修理計画を作成することが求められる。ただし、美術工芸品の場合、その保管状況や防犯体制についても考慮する必要があり、文化財の所有者等にその指導・助言を継続的に行う。

文化財の修理においては、関係する資料（史料を含む）の把握や修理に際しての調査を行い、歴史的真正性を損なうことなく、適切な修理を実施するとともに、市民に理解を得られるよう適宜公開する機会を設け情報発信を図る。また、学識経験者や建築士、ヘリテージマネージャー等と連携しつつ、文化財の保存修理に携わる技術及び技能者の確保や育成の支援に取り組む。加えて、自然素材を始めとした必要な材料等の確保に努める。

こうした文化財の修理などにあたっては、文化財保護法や建築基準法、消防法及び文化財保護条例、その他関連法令を遵守するとともに、国・県との連携、尾道市文化財保護委員会や学識経験者、専門家等の指導・助言のもと、継続して作業を進める。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、文化財の保存・活用に関係する市所有の文化施設が 10 施設あり、その概要は以下のとおりである

尾道文学公園

- ・所在地：東土堂町 401 番地 2（重点区域内）
- ・公園の側には、志賀直哉が尾道に移り住み暮らした長屋が残っており、ここで代表作「暗夜行路」の構想を練ったと言われている。公園から少し離れた場所にはアララギ派の歌人・中村憲吉が病気療養のために尾道を訪れ、亡くなるまで暮らした旧居が立地。

因島史料館

- ・所在地：因島中庄町 3222-2
- ・因島で発掘された石器や土器、島内で使用されていた民俗資料などを展示。

尾道遺跡発掘調査研究所

- ・所在地：栗原町 1268-1（市史編さん事務局と併設）
- ・尾道市の郷土資料、埋蔵文化財などを調査・研究し、普及・公開することを目的とした施設で、市内各所で出張展示会を開催。

おのみち映画資料館

- ・所在地：久保一丁目 14-10（重点区域内）
- ・尾道ゆかりの作品や資料を展示伝承する資料館としての役割を果たしながら、未来に向けて「映画づくり」の楽しさを広げていく施設。明治時代に倉庫として利用されていた蔵を改装して開設。

御調歴史民俗資料館

- ・所在地：御調町丸河南 86-1
- ・御調町内で使用されていた生活用具、農機具、民俗芸能の道具等、800 点を超える民俗資料を展示。建物は旧河内村役場を活用しており、尾道市重要文化財に指定。

爽籟軒庭園

- ・所在地：尾道市久保二丁目 6-6（重点区域内）
- ・爽籟軒は江戸時代の豪商 橋本家の別荘で、趣向を凝らした庭園や茶室は、当時の豪商や尾道の繁栄の歴史を物語る。庭園が尾道市名勝、茶室は尾道市重要文化財に指定。

おのみち歴史博物館

- ・所在地：久保一丁目 14-1（重点区域内）
- ・尾道市重要文化財である旧尾道銀行本店を改装した博物館。尾道の中世を伝える尾道遺跡の考古資料、当地ゆかりの文人墨客の美術品を展示。尾道をテーマとした特別展も開催。

尾道商業会議所記念館

- ・所在地：土堂一丁目 8-8（重点区域内）
- ・商業会議所として建築された鉄筋の建築物のうち国内現存最古の建物を復元改修し、尾道の商業史に関する資料展示を行っている。尾道市重要文化財。

本因坊秀策囲碁記念館

- ・所在地：因島外浦町 121-1
- ・郷土出身の天才棋士本因坊秀策の遺品や囲碁に関する資料を収集、保存及び展示。生家は、現存する旧生家家相図を元に再現し、秀策の子供時代を偲ぶことができる。

因島水軍城

- ・所在地：因島中庄町 3228-2
- ・村上海賊に関する資料や武具甲冑等を展示している資料館。日本遺産ビジターセンターとしても機能している。



図 5-1 文化財の保存・活用に関する市所有の文化施設分布状況

これらの施設を学校教育、社会教育、観光振興、まちづくりに活用しており、さらに、それぞれの施設の利用促進や相互の役割の明確化と連携の強化が必要であり、以下のような活用・整備の方針を設定する。

- 文化施設全体の中で各文化施設の役割・特色を再整理し、機能分担や連携（人の交流・情報等のネットワーク、連携した行事など）に努め、それぞれ文化施設及びそれらの集合体（群）としての魅力の発揮を目指す。また、図書館などの公共施設を文化財や歴史文化、情報提供の視点からも有効活用できるように努める。
- 個々の文化施設等や群としての魅力の発揮と併せて、費用対効果をみながら多言語化や情報通信技術（ICT）の活用を含めた情報提供、各施設や文化財等をめぐるルート設定、及び休憩等の場としての環境整備などに取り組み、それぞれの地域及び市域全体における文化財や観光資源の周遊を進める。
- 施設や施設の所蔵する文化財の公開や活用にあたっては、新型コロナウイルス対策において国や県の定めるガイドラインに従って実施する。

（4）文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関する方針

歴史文化基本構想では、文化財をその周辺環境を含めて保存・活用することが求められ、関連文化財群と歴史文化保存活用区域を設定し、そうした命題への対応を方向づけている。

本市では、景観法に基づく景観計画、景観条例、都市計画法に基づく景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例及び空家等対策計画を定め、景観の保全と創造に取り組んでおり、こうした取組は文化財とその周辺環境の一体的な保全にも寄与している。

一方で、少子高齢化や人口減少による空き家や老朽危険建物の発生、道路の路面や水路の劣化は安全面だけでなく景観阻害要素にもなっており、歴史的建造物周辺の電柱・電線類についても、景観的な配慮が期待される。また、文化財の周辺に設置している案内板・説明板・誘導標識、便益施設等は、一部で老朽化しているもの、利用ニーズに対応できていないもの、不足している箇所がある。

こうした現況を踏まえ、文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関し、以下のようないくつかの方針を設定する。

- 引き続き、景観計画、景観条例、都市計画法に基づく景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例及び空家等対策計画を適切に運用する。
- 歴史的風致と調和した建造物等の外観修景、移住定住の促進による空き家の改修・活用、老朽危険建物の撤去とその敷地の活用を促進する。
- 密集した市街地、斜面市街地においては、地域の防災体制や消防水利の充実・強化と併せて、消火活動のスペースや新型コロナウイルス感染症対策に資する開放的でゆとりのある都市空間の確保にも資する公園・広場の整備などに努める。
- 文化財の周辺環境を構成する道路・階段等については、生活環境や景観の向上、周遊ルートの快適化及び「居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォーカブルな空間）」の形成などを考慮しながら、劣化している箇所・区間について改善を図る。
- 歴史的風致の維持・向上を目指し、無電柱化を含めた電柱・電線類の景観改善とともに、尾道水道や瀬戸田水道などを望む良好な眺望場所の整備に取り組む。

（5）文化財の防災・防犯に関する方針

これまで文化財を火災等の様々な災害から守るために、個々の文化財の防災設備の設置・点検を指導・助言するとともに、被害を受けた際にも速やかに所有者等から文化振興課、さらに県教育委員会へと情報を伝達し、応急対策や復旧事業が実施されており、今後とも、こうした対策・対応を行う。特に建造物は被害を受けやすく、修理に多大な

時間と費用を必要とするため、防災対策を万全にし、被害を未然に防ぐこと、被害を最小限にとどめることが重要である。自動火災報知設備や感震ブレーカー（漏電火災警報設備）、消火栓設備などの防災設備の設置と点検・維持管理を促進するとともに、周辺の防災対策に努める。その際、建造物に関しては文化財としての価値を守ることを前提に、耐震補強について検討する。

従来の文化財の防災対策は指定文化財に限定されることが多く、指定文化財以外の文化財やその周辺環境に対する防災対策は限定的であった。これらについては、指定文化財と同様の対策をとるのではなく、その状況に応じた防災対策を検討する。

また、防災に加え、防犯対策についても文化財の所有者等へ必要性や防犯意識の徹底、警察への文化財情報の提供と巡回依頼を行うとともに、必要に応じて防犯設備の設置を検討する。

さらに、文化財の防災・防犯対策やハザードマップの周知、各地域の防災組織との情報交換や活動支援を行うことで文化財の所有者等及び地域住民の防災・防犯意識を高め、個々の文化財及び地域における文化財を取り巻く防災・防犯体制の強化に努める。

こうした取組においては、文化財の防災・防犯に関する国や県の定めるガイドライン等に従って、実情に即した効果的な対策を講じる。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財に関する普及・啓発については、歴史と遺跡に関するテーマごと（海道、港町、塩など）の冊子、日本遺産のパンフレットなどを作成し、「日本遺産のまち尾道デジタルアーカイブ」などで情報提供・発信を行うとともに、文化財講座、文化財めぐり、文化財愛護少年団の育成及び郷土芸能祭の開催支援などに取り組んできている。

今後とも、こうした取組を学校教育、社会教育、観光振興、まちづくり活動など多様な場面において、関係部署・関係団体等と連携しながら継承・拡充させ、市民等の文化財への关心や理解を高め、文化財の保存・活用につないでいく。また、民俗芸能などの担い手の確保・育成の観点からも、関係団体等と連携し、情報提供や体験機会の確保に努める。

こうした取組においては、子供から高齢者まで、それぞれの关心や状況等に応じた文化財の啓発や学習・体験機会の確保に努めるとともに、情報通信技術（ICT）を活用した情報発信を検討する。

さらに、地域住民や関係団体、民間事業所などにおける文化財の維持管理等の保存活動、関係団体等が主催する文化財の体験機会、民間所有の歴史的建造物の公開などを促進する。

加えて、瀬戸内沿岸部・島嶼部・内陸部からなる地理的特性を有し、様々な時代の歴史文化が重層する尾道市や各地域の特色・魅力を生かしながら、学校教育、社会教育、観光振興、まちづくりなどを進めるとともに、日本遺産村上海賊や北前船等の取組により、他地域との連携を進める。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、中世を代表する尾道遺跡をはじめ、342件の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

こうした包蔵地内で行われる開発等に際しては、県教育委員会の指導・助言を得るとともに、文化振興課と土木課、まちづくり推進課、建築課等との連携を図りながら、文化財保護法に基づき、工事の規模や内容に応じた遺跡の保存等に関する行政指導を行っている。

今後とも、関係機関及び府内の連携体制を強化しながら、包蔵地内での開発等に際しての行政指導を徹底するとともに、埋蔵地以外の場所であっても、遺跡の発見があった場合には、開発事業者等にできる限り、理解と協力を求め、現状保存や記録保存に努める。

また、「周知の埋蔵文化財包蔵地」については、概ね近世までの遺跡を対象としているが、今後は近代以降の遺跡についても、学識経験者等の助言等や関係権利者の理解・協力を得ながら、「周知の埋蔵文化財包蔵地」の保存を進める。

本市には、中世～近世～近代の港町の街並みや地割等が残っており、文献や絵図から街並みを復元することも可能であることから、保存目的の埋蔵文化財調査を必要に応じて実施する。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

本市における文化財行政は、平成 26 年度までは教育委員会事務局の文化振興課が行っていたが、文化財保護とまちづくり、観光振興等を一体的に推進するため、27 年度の組織見直しにより、市長部局の企画財政部に文化振興課を移した。

なお、文化振興課の文化財担当は文化財係と尾道遺跡発掘調査研究所であり、その他文化振興係、文化施設係があり、しまなみ交流館と本因坊秀策囲碁記念館の管理運営も担っている。このうち文化財係は事務系職員 2 人、学芸員 2 人（考古学・美術）の計 4 人であり、尾道遺跡発掘調査研究所に文化財担当の嘱託職員（学芸員）が 2 人（美術）在籍している。

今後、歴史的風致の周知・啓発や関係する事業の実施を含め、文化財行政の推進及びまちづくり行政等との連携をさらに図っていくため、文化振興課の体制の充実を図るとともに、府内の連携体制の一層の強化を進める。併せて、平成の大合併を通じて、より広大となった市域に分布する文化財の保存・活用に的確に対応するため、引き続き関係各課及び各地域の支所との連携を図る。

また、文化財行政に関わる諮問機関については、尾道市文化財保護条例第 10 条に基づき、尾道市文化財保護委員会を設置している。現在（令和 3 年度）、18 人で構成しており、専門分野別では、建造物（1 人）、美術工芸（3 人）、古文書（3 人）、考古（1 人）、民俗芸能（2 人）、天然記念物（1 人）、郷土史（7 人）となっている。今後とも、文化財の保存・活用に関して、適宜、尾道市文化財保護委員会に諮問し、建議していく。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市全域にわたって存在する数多くの文化財のうち、指定文化財に限っても行政だけで保存するのは限界がある。また、民間所有の文化財の活用については、所有者等及び関係団体、民間事業所等で効果的な取組が展開されることが期待される。

このうち文化財の保存・活用に関する各種団体は、下表のように文化財の調査・情報発信、維持管理や運営、民俗芸能等の継承、歴史的建造物の再生など数多くある。一方でこれら団体の中には、担い手の確保・育成が課題となっている団体もある。

こうした状況を踏まえながら、これら各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や活動・人材育成の支援、団体間の交流・連携の促進に取り組み、地域住民・市民が主体となるような文化財の保存・活用の活動を促進する。また、幾つかの区域（エリア）においては、有形・無形の文化財をはじめとした歴史文化を活かしながら、良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主・地権者等による主体的な取組（まちづくりや地域経営）であるエリアマネジメントなどの仕組みの構築を検討する。文化財の保存・活用においても、関係団体や市民、行政、更には地域

外の関係する団体等を含めた連携、協働の取組の展開に努める。

表 5-1 文化財の保存・活用に関わる団体

名 称	活動範囲・場所	活動内容
尾道学研究会	市内	地域を知る・学ぶ・考えるをテーマに、尾道における地域学の構築と実践に取り組んでいる。
御調地方歴史文化研究会	御調町	御調町の歴史文化を掘り下げ、新たな事実発見に取り組んでいる。
みなり 三成学区の歴史と自然を 訪ねる会	美ノ郷町	三成地域の地域学・地元学に取り組んでいる。
原田町歴史・文化同好会	原田町	原田町の歴史・文化を調べたり、訪ねて学んだりしている。
石見銀山街道尾道ルート を保存する会	木ノ庄町、御調町	石見銀山街道尾道ルートの草刈りや清掃美化、活用に取り組んでいる。
わしお やまじょうあと 鷺尾山 城跡保勝会	木ノ庄町	県指定の史跡鷺尾山城跡の保存管理や活用に取り組んでいる。
NPO 法人長井浦研究所	市内	文化財の調査研究、保護、情報提供、研究大会の開催の支援などを通して子供の健全育成や地域活性化、生涯学習社会の構築に寄与することを目指している。
尾道文化財協会	旧尾道市内	尾道市内の歴史や文化財の調査、研究、普及啓発等に取り組んでいる。
因島文化財協会	旧因島市内	因島及び東生口地域の歴史や文化財の調査、研究、普及啓発等に取り組んでいる。
白滝山保勝会	因島重井町	瀬戸内海国立公園に指定されている因島北部に位置する白滝山の環境の保全や活用に取り組んでいる。
NPO 法人尾道空き家再生 プロジェクト	旧尾道市内（斜面 市街地等）	町並み保全のための空き家再生事業、定住促進とコミュニティの確立を図る事業などに取り組んでいる。
せと だ 瀬戸田町郷土文化研究会	瀬戸田町	瀬戸田町の歴史文化の調査研究や継承・活用に取り組んでいる。
歌島学研究会	むかいしま 向島町	向島（歌島）に関する地域学（総合的・学際的な調査研究）に取り組んでいる。
浦崎郷土文化研究会	浦崎町	浦崎町の歴史文化の調査研究や継承・活用に取り組んでいる。

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域のうち尾道・向島歴史的風致地区には、国宝である淨土寺多宝塔・本堂、重要文化財である淨土寺阿弥陀堂、西國寺金堂・三重塔、天寧寺塔婆などの重要文化財（建造物）が12件存在する。また、淨土寺庭園が名勝に指定されているとともに、登録有形文化財が8件存在する。この他、県指定の建造物が1件、市指定の建造物が3件、名勝が1件、天然記念物が3件存在する。

瀬戸田歴史的風致地区には、国宝である向上寺三重塔が潮音山の山頂近くに立地するとともに、耕三寺には登録有形文化財が15件集積する。この他、市指定の重要文化財（建造物）が2件、天然記念物が1件存在する。

これらのうち劣化・毀損が進んでいた重要文化財については、優先順位を設定し、国・県の支援のもと、学識経験者・専門家等の協力を得ながら整備における調査を実施し、保存修理工事を行ってきた。

重点区域内には、これまで保存修理してきた物件以外にも劣化・毀損が進みつつある物件、防災対策などが十分でない物件が複数あることから、引き続き計画的に保存修理を行う必要がある。また、文化財の適正な管理や防災について、普及啓発していくことも不可欠である。

こうした歴史的建造物をはじめとした文化財、とりわけ未指定文化財の専門的な調査を、大学等の研究機関、学識経験者・専門家等の協力・支援のもとに継続的に実施し、指定・登録の制度の活用や歴史的風致形成建造物への指定も視野に、文化財の保存・活用を進め、重点区域における歴史的風致の維持・向上を図る。

さらに、文化財の保存・活用の基礎資料、背景・根拠となる資料としても、市史の編さんに取り組む。

【事業】 ※事業の後の「…事業-数字」は第6章の事業番号に対応（以下同様）

○歴史的建造物調査事業（新規）…事業-6

○文化財調査研究所及び市史編さん事業（継続）…事業-22

※下記の「常称寺建造物保存整備事業」などでは専門的な調査を実施

※保存修理や防災などに関しては、以下の事項において事業を示す。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域のうち、重要文化財（建造物）が多数ある尾道・向島歴史的風致地区においては、第1期計画で事業を行ってきている常称寺の保存修理が途中段階であることから、引き続き保存修理事業を行う。

本市が所有する旧三井住友銀行尾道支店については、歴史的風致形成建造物の指定に向けて、文化財としての価値の保存に留意しながら、多目的観光交流施設としての改修・活用を図る。

また、重点区域においては、防災対策、防犯対策が十分でない歴史的建造物が多数あることから、重要文化財の防災・防犯設備の整備を促進するとともに、その他の歴史的建造物の防災・防犯設備の整備の支援方策について検討する。

さらに、重点区域内の歴史的建造物については、本市が記念館・博物館・資料館などとして転用・再利用した物件のほか、NPO法人による宿泊施設などへの再生の実績があり、こうした経験を生かしながら、店舗や宿泊施設などへの用途変更を含め歴史的建造物の再生・活用を促進する。

加えて、歴史的建造物の保存修理においては、前述のように大学等の研究機関、学識経験者・専門家等の協力・支援を得ることとし、その中では建築士・ヘリテージマネー

ジャー及び大工・左官等の技術・技能者との連携にも努めることとする。こうした組織的・人的ネットワークを活用し、保存修理で必要となる人材や材料の確保に努める。

【事業】

- 常称寺建造物保存修理事業（継続）…事業-1
- 重要文化財建造物等防災設備整備事業（継続：西郷寺、光明寺）…事業-2
- 歴史的風致形成建造物等整備事業（継続）…事業-5

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

尾道・向島歴史的風致地区については、重点区域内に位置する尾道市庁舎、4つの文化施設（尾道市文学公園（中村憲吉旧居）、おのみち映画資料館、爽籟軒庭園、おのみち歴史博物館）、尾道商業会議所記念館及び前述の旧三井住友銀行尾道支店のネットワークを強化するとともに、体験や情報提供の機能を充実させる。また、回遊拠点となる憩いの空間の整備・充実に努める。

このうち尾道市庁舎屋上（5階）の展望デッキは休日・夜間も開放しており、眺望景観を通じた文化財や歴史文化の体験の場としても活用を推進する。

これら施設は、重点区域における文化財をめぐる情報の提供・発信に加え、休憩・交流の場としても活用を推進する。

さらに、第1期計画から引き続き、しまなみサクラ公園交流施設整備事業（文化・交流・情報発信機能整備事業）に取り組むとともに、重点区域内における良好な眺望点については、眺望の場としての整備・充実に努める。

瀬戸田歴史的風致地区には、市の施設としては瀬戸田市民会館、ベル・カントホール、平山郁夫美術館及び瀬戸田町観光案内所（「しまなみレンタサイクル」を併設、運営は尾道観光協会瀬戸田支部）があり、民間施設として耕三寺博物館（民間施設）がある。これら施設の連携を図りながら、文化財めぐりやその他観光に関する情報提供を効果的に行う。

また、瀬戸田市民会館、ベル・カントホール、平山郁夫美術館は瀬戸田町観光案内所と近接しているため、各管理者との連携を検討する。

両地区に共通する取組として、インバウンド対応を念頭に置いた文化財等の説明板や案内板・誘導標識等の整備・更新、情報通信技術（ＩＣＴ）を活かした文化財や観光情報等の積極的な提供・発信に取り組むとともに、開放的でゆとりのある都市空間の確保など新型コロナウイルス感染症対策にも留意する。

【事業】

- 眺望環境整備事業（新規）…事業-12
- しまなみサクラ公園交流施設整備事業（文化・交流・情報発信機能整備事業：継続）…事業-19
- 憩いの広場整備事業（新規）…事業-20
- 観光案内設備改良事業（新規）…事業-21
- 文化施設ネットワーク事業（継続）…事業-32

（4）文化財の周辺環境や景観の保全・形成に関する具体的な計画

＜尾道・向島歴史的風致地区＞

景観施策と一体的に歴史的風致の維持・向上を図る観点から、重点区域は景観計画の重点地区（景観地区）を基本とし、第2期計画では重点区域を西側の一部で拡大する。このため、景観計画における重点地区（景観地区）の範囲の見直し（拡大）を検討するとともに、引き続き、景観計画、景観条例、都市計画法に基づく景観地区に関する都市計画、屋外広告物条例及び空家等対策計画を適切に運用する。

斜面地においては狭あいな道路や急勾配の道路・階段が多く、生活環境だけでなく文化財をめぐる周遊ルートについても制約となっていることから、第1期計画での事業の成果や課題を踏まえ、引き続き道路の美装化や道路・階段等の改善、手すりの設置など歩行環境の整備に取り組む。

また、市街地には空き店舗が散見されることから、商業地としての古くからの街なみの継承や地域経済の活性化につなげるため、空き店舗の活用を促進（支援）する。

＜瀬戸田歴史的風致地区＞

重点区域は景観計画の重点地区を基本とし、引き続き景観計画等の適切な運用により、歴史的風致の維持・向上を目指す。

本地区中央の潮音山一帯は総合公園であり、国宝・向上寺三重塔も位置していることから、アクセスの円滑化に向けた歩行環境の改善、絶好の眺望点である山頂付近の案内板等の再整備、眺望確保に取り組む。

また、しおまち商店街においては、市民や観光客の安全で円滑な歩行環境の確保、及び歴史的風致の維持・向上に資するため、老朽化した街灯の再整備を図る。

＜両地区共通＞

取組の新たな視点・留意点として、「居心地が良く歩きたくなるまちなか（ウォーカブルな空間）」の形成やにぎわい創出という観点を取り入れ、道路の美装化や修景・景観改善などに取り組む。

両地区に共通した取組としては、それぞれの重点区域の特性、第1期計画での整備実績などを踏まえながら、道路の美装化と併せた沿道における建造物の修景の促進、夜間の安全な環境と景観の形成に取り組む。

また、歴史的風致の維持・向上を目指し、無電柱化をはじめとした電柱・電線類の景観改善に取り組む。

建造物の所有者等の理解と協力を得ながら、歴史的風致と調和した建造物等の外観修景、空き家の改修・活用、老朽危険建物の撤去とその敷地の活用を促進する。特に、空き家の活用については、関係するNPO法人、建築士・ヘリテージマネージャーなどとの連携に努めるとともに、移住定住の促進による活用・再生を図る。

さらに、情報通信技術（ICT）の活用による文化財や地域の歴史文化等の紹介・説明、ガイダンス機能の整備・充実について検討する。

【事業】

- まちなか形成事業（継続）…事業-7
- 空き店舗活用支援事業（新規）…事業-8
- 沿道建造物等修景事業（継続）…事業-9
- 老朽危険建物除却促進事業（継続）…事業-10
- 空き家再生促進事業（継続）…事業-11
- 街なみ景観改善事業（継続）…事業-13
- 道路美装化事業（継続）…事業-14・15
- 道路美装化事業（幹線街路：継続）…事業-16
- 夜間景観形成事業（継続）…事業-17
- 歩行環境等整備事業（継続）…事業-18

（5）文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重要文化財である常称寺の保存修理を行い、併せて防災・防犯施設を整備する。また、西郷寺、向上寺、光明寺の防災・防犯施設の整備を図る。

歴史的建造物全体については、消防法に規定された自動火災報知器等の設置や点検を周知・徹底する。また、所有者等の理解と協力を得ながら、必要に応じて震撼ブレーカ

一や防犯設備の設置、耐震診断や文化財の価値の保存を前提とした耐震補強工事を促進する。

重点区域は、木造建物が密集しているエリアが含まれることから、特に火災や避難に留意し、防災訓練等を通じて、文化財の所有者等はもとより、地域としての防災体制の強化を支援する。また、防災と併せて、防犯への備えについて周知・徹底に努める。

さらに、2つの重点区域とも瀬戸内海に面し、津波・高潮の危険のある区域を含んでいることから、海拔や避難場所・避難路の表示板、ハザードマップ等の周知を図り、表示板については必要に応じて修繕・更新する。

【事業】

- 常称寺建造物保存修理事業（継続：再掲）…事業-1
- 重要文化財建造物等防災設備整備事業（継続：西郷寺、光明寺…再掲）…事業-2
- 指定文化財管理事業（継続）…事業-3
- 文化財防災啓発事業（継続）…事業-4

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

2つの重点区域を含めた本市の有形・無形の文化財（未指定文化財を含む）のマップ（文化遺産マップ）を作成し、広く情報発信するとともに、体験学習や観光交流、まちづくりなど多様な場面において活用する。また、民俗芸能等の保存・継承や普及啓発に向けて、文化遺産まつりの開催を図るとともに、活動や担い手・後継者の育成の支援に努める。

本市は、3つの日本遺産（尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市、“日本最大の海賊”の本拠地：芸予諸島、荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間）に認定されており、日本遺産を生かした魅力発信や他地域と連携した情報発信、観光事業化に取り組む。

これまで取り組んできた実績を踏まえ、各種文化財講座、文化財めぐり、歴史読本の作成などを行う。

【事業】

- 尾道文化遺産総合活性化プロジェクト（新規）…事業-23
- 文化財愛護少年団事業（継続）…事業-24
- 文化財講座開催事業（継続）…事業-25
- 民俗芸能等支援事業（継続）…事業-26
- 尾道歴史文化読本作成事業（継続）…事業-27
- 日本遺産魅力発信推進事業（新規）…事業-28
- 文化財めぐり事業（継続）…事業-30
- 近代化遺産活用事業（継続）…事業-31
- 文化施設ネットワーク事業（継続）…事業-32

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内には、「周知の埋蔵文化財包蔵地」が尾道・向島歴史的風致地区では3箇所、瀬戸田歴史的風致地区では2箇所あり、引き続き、土木工事等の計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地にある場合の届出の徹底、及び文化財保護に関する指導を行う。

また、埋蔵文化財の調査・研究については「遺跡発掘調査研究所」で行っており、尾道・向島歴史的風致地区（尾道遺跡など）や瀬戸田歴史的風致地区的埋蔵文化財についても調査・研究を進め、埋蔵文化財に関する資料・情報の整理、データベース化、及び公開・活用や普及啓発に取り組む。

【事業】

- 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業（継続）…事業-29

（8）各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域に関わる文化財の保存・活用に関する団体は、以下のようになる（活動内容などは、本章1「（9）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針」の表を参照）。

- ・尾道学研究会
- ・NPO法人長井浦研究所
- ・尾道文化財協会
- ・NPO法人尾道空き家再生プロジェクト

こうした団体と連携し、未指定等を含め有形・無形の文化財の保存・活用に取り組むとともに、団体間の連携・交流を促進する。

また、担い手が高齢化し、その確保が難しくなっている団体の支援に取り組む。

文化財愛護少年団については、子供たちの文化財への関心、郷土への誇りや愛着の醸成、更には文化財の保存・活用の担い手や支援者等の育成の観点から、活動を推進する。

歴史的建造物の保存・活用に関しては、NPO法人尾道空き家再生プロジェクトに加え、関係する専門家（建築士、ヘリテージマネージャー等）、その他技術者・技能者との連携を図るとともに、見学会や研修会の開催などに取り組む。

【事業】

- 文化財愛護少年団事業（継続）…事業-24
- 民俗芸能等支援事業（継続…再掲）…事業-26